

平成 3 1 年 度
社会福祉法人 一条協会

事 業 計 画 書

① 法人本部	1 P
② 障害児入所施設わかふじ寮	7 P
③ 放課後等デイサービス事業所わかふじ（仮称）	23 P
④ 相談支援事業所わかふじ	33 P
⑤ 障害者支援施設レジデンスわかふじ（仮称）	37 P
⑥ 障害者支援施設わかふじ寮	51 P
⑦ 多機能型事業所四万十工房	61 P
⑧ 生活介護事業所ごり工房	71 P
⑨ 共同生活援助事業所ぼっちり村	79 P

平成 3 1 年 度
社会福祉法人 一条協会
法人本部事業計画書

平成 31 年度 法人本部 事業計画書

30 年度から 5 年後の安定経営を目標に、理事、評議員をはじめ、行政機関、ワーキング会議委員の方々と法人全体の事業や経営、人事体制の見直しを協議、検討し、実行してきた。その結果、大幅な赤字経営で法人経営の問題となっていた古津賀拠点については、一定の回復の見通しを付けることができた。しかし、利用者の減少等による収入減の財政面、支援力を含めた人材面ともに経営の安定化には問題が山積みである。その為、31 年度も引き続き、協議、検討を重ね、将来の安定経営を目標に事業改革を進めていく。

1. 重点目標

(1) 法人理念と基本方針の確定

法人を経営していく上で「こうあるべきだという根本の考え」として法人理念の策定と、そのあるべき姿の実現に向けてすべての職員が共有、理解できる方向性を示すとともに利用者、その家族また関係機関に認知してもらうものとして基本方針の策定をする。

(2) 法人本部業務の強化

30 年度に業務の充実として様々な業務の整備を実行してきたが、31 年度も引き続き見直しを図りながら、以下の業務のさらなる強化に努めていく。

- ① 理事会・評議委員会の決議による意思決定と迅速かつ明確な経営
- ② 法人役員会による経営と運営方針の共有と実施
- ③ ワーキング会議による経営の検討
- ④ 新管理者会による事業実施の共有と実行
- ⑤ 法人後見制度と成年後見制度の検討
- ⑥ 地域社会と住民との連携による地域貢献活動の実施
- ⑦ 防災対策の強化
- ⑧ 家族会（仮称）対応

(3) 人事管理

法人でも知識、経験、資格を持った人材の確保が問題となってくる状況の中で、人材確保は重要な課題となっている。そこで、人材の流出防止や次世代の人材確保、人材育成を目的として、以下の取り組みを実施していく。

- ① 有資格者、福祉経験者、新卒者を対象とした定期採用試験の実施
- ② 準職員・臨時職員の正職員採用試験の実施（2 月）
- ③ 職員の適材適所配置、必要に応じた定期人事異動の実施（辞令交付：4 月・10 月）
- ④ 他法人との職員交流によるスキルアップの促進
- ⑤ 各種研修への参加・法人内研修の実施
- ⑥ ストレスチェックの実施（3 月）

(4) 法人の情報発信

法人の経営や役割を利用者、その家族や地域に理解してもらうため、情報発信機能の充実させる必要がある。そのため、以下の取り組みを実施していく。

- ① ホームページへの最新情報更新作業
- ② 32年度に向けて広報用パンフレットの作成
- ③ 利用者家族に向けた事業説明会

(5) 各施設の事業の見直し

30年度は法人事業の見直しを検討する為にワーキング会議等の検討会議を重ね、古津賀拠点の成人施設新設、児童発達支援事業休止など様々な組織改革を進めることとなった。

31年度は以下の事項について検討、実行することで管理支援体制の整備を図っていく。

- ① 岩田拠点の組織改革および体制整備
- ② 相談支援事業の古津賀拠点への事業所移転

2. 工事関係（固定資産）

施設の老朽化や安全対策など様々な課題がある中、31年度は以下の工事を実施していく。

事業所名	工事内容
障害児入所施設 わかふじ寮	① 外壁塗装工事 ② 2階部分全面改装工事（廊下内壁、照明、トイレ及び洗面所、居室、娯楽室、支援員室等） ③ パイプ径及び勾配変更等の中庭配管工事 ④ ブロック塀補強工事
児童発達支援センター わかふじ	① 中庭造成工事
障害者支援施設 わかふじ寮	① 排水ポンプ付け替えおよびポンプ槽修理 ② ブロック塀の撤去工事 ③ 改築棟サンルームおよび居室のガラス窓の飛散防止フィルム加工
生活介護事業所 ごり工房	① 多目室及び更衣室、相談室の増設工事

3. 理事会等の年間日程

開催月	内 容	提 要
5 月	平成 30 年度 決算監査	
6 月	平成 31 年度 第 1 回理事会	平成 30 年度 事業報告・決算
	平成 31 年度 第 1 回評議委員会	平成 30 年度 事業報告・決算
9 月	平成 31 年度 第 2 回理事会	第 1 次補正予算
	平成 31 年度 第 2 回評議委員会	第 1 次補正予算
11 月	平成 31 年度 中間監査	
12 月	平成 31 年度 第 3 回理事会	第 2 次補正予算
	平成 31 年度 第 3 回評議委員会	第 2 次補正予算
3 月	平成 31 年度 第 4 回理事会	最終補正予算 平成 32 年度 事業計画・予算
	平成 31 年度 第 4 回評議委員会	最終補正予算 平成 32 年度 事業計画・予算

4. 研修会・活動等

内 容	提 要
ワーキング会議	必要に応じて開催
職員啓発研修	各拠点ごとに年 4 回開催
3 年以内の職員との対話会	年 2 回
家族会（仮称）	各拠点ごとに年 2 回
人財確保活動	年間
土岐神社管理	年間

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：福祉型障害児入所施設 わかふじ寮

事業種名：福祉型障害児入所施設

短期入所事業

日中一時事業

平成 31 年度 わかふじ寮児童部 事業計画書

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」という児童福祉法の目的に、児童福祉法第 42 条 1 項第 1 号「福祉型障害児入所施設保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与」としています。

事業指定された障害児入所施設わかふじ寮は、継続して運営しています。

(2) 運営方針

昭和 25 年のろうあ児施設わかふじ寮創設以来、地元の四万十市内住民との交流を積極的に進め、各種行事等への参加等を通してご協力をいただくとともに、幡多圏域における児童の中核的な福祉施設として取り組みが行われていました。

しかしながら、平成 28 年 2 月 23 日の暴行等不適切支援をはじめ、虐待認定 4 件、不適切支援 3 件と平成 29 年 3 月までに合計 7 件の虐待通報及び事案が表出。

利用児の重度重複化に加え、移行先のない継続児の滞留により、支援体制構築の難しさに加え、強度行動障害を有する利用児への支援の困難性により、不適切な対応から虐待案件へと移行していったと推察されます。

これらの事案を勘案し、児童施設の再建と幡多圏域における児童福祉への寄与を長期目標として目指します。

利用児の支援に当たっては、個別支援計画を基本に児童の障害に配慮した個別支援に努めます。

又、自己選択・自己決定の力をつけるため、個々の趣味活動への支援や社会体験の場を提供し、自己決定支援へと繋げる努力を続けます。

身体面では定期健康診断を基本に日常において健康管理を図ります。

組織体制においては、組織の基本ベースとなる管理マニュアルの整備やリスクマネジメントによる事故防止対策を組織的に取り組み、管理体制の整備を行うとともに、万一事故発生した際の対応を迅速に行えるようにします。また、職員研修の充実と OJT により法人が期待する職員像をモデルに育成し、事業運営の安定化と期待される施設になるように研鑽を積んでいきます。

家族支援は、短期入所、日中一時事業の休止からの再開を目指し、本人並びに家族を支える施設として使命を全うできるようにします。

元来地元根差した施設づくりを基本に取り組んでいくことを踏まえ、地元との関係を深め、地域協力団体や各種ボランティア団体の支援を得ながら、利用児との交流を深め、利用児への理解と社会への啓蒙活動に繋がるように取り組んでいきます。

2. 購入・工事関係（経理規定による）

- ① 外壁塗装工事
- ② 2階全面改修（廊下内壁・照明・トイレ及び洗面、居室・娯楽室支援員室等）
- ③ 中庭配管等工事（パイプ径及び勾配変更等）
- ④ ブロック塀補強工事
- ⑤ 利用者ベッドの購入

3. 利用児支援総括

支援については、平成 30 年度を継続し、支援理念「愛情」と「育み」を基礎として、生活支援を中心に取り組んでいきます。

人は愛情を受けながら人格の形成と心を育てていきます。児童期において、愛情の注がれ方により、その人の人生を大きく左右されると言われます。また、児童期の発達は、年齢によるステージに応じて課題を獲得していきます。しかし、障害があるがために、課題の獲得が不均衡となり、課題達成が困難な場合があります。しかし、その人の育ちにおいて関りや環境、配慮により、困難と言える課題の獲得ができることもあったと共に、援助を受けながらの自立を目指すこともできます。

日々の暮らしの中で、人として尊重され、自分の意志により判断ができ、その人らしい人生を送るための基礎を育んでいけるように努力していきます。利用児がそれぞれに必要なとする支援を模索し、支援を受けながら地域の中で人との関わりの中で生きていけるようにすることが、施設及び支援者としての使命と考えています。

4. 支援内容

個別支援計画に基づいて、支援を実施します。その中で、利用児、ご家族との面談とご協力を基に一人ひとりの育ちを支え、穏やかで、落ち着いた生活とダイナミックで閉塞感が少しでも和らぐ支援を心がけます。

（1）生活支援

食事・更衣・移動・排泄・整容（着替え、洗面、歯みがき、整髪など）・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動である ADL（基本的日常生活動作）の習得に力を入れ、児童が持つエンパワメントを引き出せるように、アセスメントを繰り返しながら個別支援に取り入れていきます。加えて児童の状況に応じ、援助しながらの自立を目指します。

施設管理においては、被服、寝具などのリネン類や日用品への配慮を強化し、家庭における子どもの暮らしに相応していきます。

（2）食事支援

家庭の香りがする食事が提供できるように、看護職員、栄養士と連携しながら、子供たちが喜んで食べるメニューを創意工夫します。

行事食等のメニューは、利用児の意見も取り入れ、栄養士と検討して提供していきます。

利用児の機能レベルに応じ、自助具の工夫や座位などに考慮するとともに、一人で食べることができるように支援します。

(3) 金銭出納支援

利用児の障害の状況等に応じ、金銭出納や出納帳記帳の支援を行う。これらを通して、成人期での暮らしに繋がるように支援する。

(4) 健康管理支援

家庭と離れ、親の愛情を十分に受けることができないため、精神面の影響は大きい。保育士、児童指導員が父母の代替として、少しでも子供たちの心に寄り添い、スキンシップをはじめとする児童期の関わり方を通して安定した生活のリズムが提供できるように配慮します。

健康管理については保健衛生指導を重点的に心掛け、下記のことを特に考慮しながら利用児が心身共に充実した生活が送れるように支援します。

- ・ 事故防止の徹底を図る。
- ・ 施設環境の整備・整頓をする。(清潔な環境)
- ・ 食事と運動に留意し、体重管理を十分に行う。
- ・ 虫歯の予防と治療を進める。
- ・ 感染症・伝染性疾患の予防を行う。
- ・ 利用児・職員の精神保健管理の徹底を期する。
- ・ 利用児の健康管理は、定期健康診断および専門医療機関と連携しながら対応する。
- ・ 投薬及び行動面について詳細に記録し、綿密な連携のもと利用児の支援にあたる。

(5) 相談・助言支援

利用児の障害の状況等を考慮し、相談は丁寧に対応します。話し言葉によるコミュニケーションばかりではなく、不適切な行為においてもコミュニケーションの手段と捉え、背景や環境、状況などをアセスメントして、丁寧な対応を心掛けます。

意思決定支援につながる大切な支援であるため、相手に伝わる方法を言葉による助言だけでなく、手立てを工夫して理解してもらえるようにします。

また、家族や地域在住の障害のある子供の相談に対して、丁寧に対応し、必要に応じて関係機関と連携していきます。

(6) 余暇支援

TV や DVD 鑑賞のみならず、季節感を感じるレクリエーションの取り組みや外出する機会を増やし、暮らしに豊かさが出るような支援を目指します。

買物・外出支援、地域の行事への参加や家庭で行われるようなおやつ作りなども取り組んでいきます。

(7) 家族支援

家庭では様々な問題や課題があるため、児童相談所、県療育福祉センター、市町村や相談支援事業所と連携をとり、問題や課題の解決に向けて連携して取り組んでいきます。

また、児童期の子供たちにとって、親の存在は絶対的なものです。育ちの中で親の存在や関わりが、人格形成や心を育てる土台になるため、各機関と連携を取りながら対応していきます。

(8) 緊急時支援

緊急時の対応については、緊急時対応マニュアルを手立てとした取り組みを実施します。

また、地域における緊急児支援の受け入れケースが出た場合、在籍児童の状況を加味しながら、緊急時支援の必要な児童の対応を図ります。

(9) 住環境

清潔感のある住まいにするため、老朽化した居室、廊下、トイレ等の改修を図り、穏やかで生活感が感じられる住空間を提供します。

ハウスキーピングに力を入れ、汚れや臭いなどに対して徹底していきます。

園内外における花卉の整備を行い、情操、感性に触れる環境作りを目指します。

(10) 日中活動

学習指導・創作活動・リハビリ訓練等

趣味活動… DVD鑑賞、ゲーム、カラオケ等

(11) 入所退所について

入所については、措置・契約による受け入れ態勢を整え、契約については、契約書及び重要事項説明書を取り交わして、利用契約を結ぶ。

在籍児童の状況を加味し、短期入所による受け入れを行い、児童の聞き取りと支援現場での観察によるアセスメントを通し、入所に関する会議を開催して決定する。

退所については、18歳の高等部卒業の月をもって退所するようにする。在籍延長は行わない。

退所時期については、児童相談所、県療育福祉センター、市町村福祉事務所、ご家族に確認しながら、スムーズに退所できるようにする。

5. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応の是非を支援者側の思いで判断するものではなく、支援を受ける利用児がどのように感じているか、またご家族や第三者が見てどの様に思うかということが大切です。常に支援者側は、虐待をしている可能性があると思い、自身の支援を振り返ることが必要となります。

権利擁護・虐待防止研修に参加していくとともに、自分たちの支援を振り返る時間を持ち、虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

虐待の疑いがある事例に関しては、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）に従い、関係機関と連携をして、必要な措置及び手続きを行います。虐待及び不適切な対応を発見した場合、直ちに上司への報告を行い、状況の把握とともに法人本部、県、児童相談所、市町村への報告を行い、高知県児童福祉審議会にて審議を受けます。

人としての倫理観と人権意識を持ち、毅然とした対応をとります。

(2) 事故

事故時の対応マニュアルに沿って、対応します。

事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

休日・夜間における事故・怪我など管理者や看護職員への報連相を速やかに行うため、iPadを導入して画像データを送信し、管理者や看護職員からの指示を速やかに行える体制を作ります。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

相談担当者 安楽 龍徳 (児童発達支援管理責任者)
利用時間 9:00～17:00
第三者委員 大塚 和助 (社会福祉法人一条協会 監事)
山沖 直樹 (司法書士)
上田 宜洋 (社会保険労務士)
苦情解決責任者 管理者

6. 利用者状況(平成31年4月1日)

(1) 利用者定員・現員

定員 18名

現員 13名

(2) 利用児平均年齢

14.7歳(男性:14.4歳 女性:14.7歳)

(3) 利用児平均利用年数

7.0年(男性:8.3年 女性:5.5年)

(4) 児童の状況

児童(13名)

学年	男	女
継続措置	1	
高3		3
高2	2	
高1	1	
中3	1	2
中2		
中1	1	
小6	1	
小5		
小4		1
小3		
小2		
小1		

児童の障害の状況

最重度	重度	中度	軽度	身障1級
3	4	2	2	2

児童入所形態

措置	契約
10	3

(5) 利用児編成

寮名	利用者数	主な利用対象者
北棟	10名	児童（男子小学生・男子中学生、男子高校生、女子）
南棟	1名	継続児
西棟	2名	児童（男子中学生、男子高校生、短期入所）
計	13名	

7. 防災対策（避難訓練等）

別途定めるわかふじ寮児童部消防計画に基づき対応する。

実施月	参加者	内容
4月	職員、児童	避難・消火訓練(火災想定)
5月	職員、児童	避難・消火訓練(火災/夜間想定)
6月	職員、児童、勝瀬防災	避難・消火訓練（総合訓練）
7月	職員、児童	避難・消火訓練(火災・地震想定)
8月	職員、児童	避難・消火訓練(火災想定)
9月	職員、児童	避難・消火訓練(風水害浸水/火災想定)
10月	職員、児童	避難・消火訓練(火災/夜間想定)
11月	職員、児童	避難・消火訓練（火災・地震想定）
12月	職員、児童	避難・消火訓練(火災想定)
1月	職員、児童、勝瀬防災	避難・消火訓練(総合訓練)
2月	職員、児童	避難・消火訓練(火災想定)
3月	職員、児童	避難・消火訓練（火災・地震/夜間想定）

8. その他の対策

(1) BCP（事業継続計画）

災害時の対応について BCP（事業継続計画）に沿って実施。必要に応じて修正変更を行います。

(2) 水害・土砂災害

水害・土砂災害に備え、要配慮や利用施設にかかる避難確保計画の見直し作成を行います。

9. 職員体制

雇用体制	女性	男性	合計
正職員	8	2	10
準職員	1		1
臨時職員	6	1	7
合 計	15	3	18

＊産休1名除く

(1) 職員配置状況

職種	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者			1	1
児童発達支援管理責任者	1			1
保育士	5			5
児童指導員	2			2
指導員	1			1
看護職員			1	1
栄養士			1	1
調理員			4	4
事務			2	2
合 計	9	0	9	18

＊児童指導員1名(育休)除く

(2) 職員勤務状況

	職名	勤務体制	勤務内容
1	管理者	常勤	施設及び事業所職員の勤務体制を確保し、業務を一元的に統括する。
2	児童発達支援管理責任者	常勤	個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に関わる全般を統括する。
3	保育士	常勤	日常生活の支援計画に基づき支援の実施に関することに従事する。
4	児童指導員	常勤	日常生活の支援計画に基づき支援の実施に関することに従事する。
5	指導員	常勤	日常生活の支援計画に基づき支援の実施に関することに従事する。
7	看護職員	常勤	利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理、利用者の支援に従事する。
8	栄養士	常勤	献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う業務全般の支援、利用児の栄養支援に従事する。
9	調理員	常勤	献立にかかる調理業務全般に従事する。
10	事務	常勤	会計及び事務業務全般に従事する。

(3) 日課

児 童 日 課 表		
時 間	日 課	摘 要
6:30	起 床	寝具片付け・洗面・排泄・点呼
7:00	朝 食	準備・食事支援・投薬・片付け・歯磨き
8:30	登校準備	玄関前に移動
8:45	登校	車中支援
9:00 15:15	学 校	高知県立中村特別支援学校 四万十市立中村中学校
15:30	帰寮	車中支援
15:45	おやつ	食事支援
16:00	入 浴	入浴支援
18:00	夕 食	準備・食事支援・投薬・片付け・歯磨き
19:00	余 暇	自由時間
20:00	就 寝	歯磨き・着替え・トイレ

(4) 実施行事等

月	日	名称・内容等	場 所
4	13	花見	為末公園
	14	避難訓練	
	14	大掃除	
		学校健診 蟻虫検査・検尿	学校 学校
5	12	古津賀保護者会	四万十町こいのぼり公園 安並
		母の日(5/13)手紙作り	
	19	こいのぼり遠足(弁当)	
		大掃除	
		内科健診(前期) 身長・血圧測定等 アジサイ鑑賞	
6		個別面談(モニタリング)	香山寺
		父の日(6/17)手紙作り	
	18	害虫駆除(バルサン)	
	22	デイキャンプ(カレーパーティ) 精神科検診	
7		七夕短冊作り	寮敷地内 口鴨川
		プール(7/20～)	
	21	川遊び	

8	31	かき氷 プール(～8/31) 夏休み最後の花火大会	
9	8 22	個別面談(評価・支援計画) 夏祭り バス旅行 土岐神社祭り 敬老の日(9/17)手紙作り	寮敷地内 桂浜水族館
10	5 30	古津賀秋祭り 害虫駆除(バルサン) 蟻虫検査、検尿 ひまわり鑑賞 とびだせ運動会 ハロウィン	古津賀神社 学校 大月町 寮敷地内
11	22 30	一條祭(11/21～11/23) 古津賀花の会美化活動(ボランティア) 内科健診(後期) 歯科検診 インフルエンザ予防接種 わかふじ交流会(ボランティア交流) イルミネーション鑑賞	天神橋商店街 古津賀地区周辺 さくらクリニック 避難棟 土佐清水市
12	20 25	個別面談(モニタリング) クリスマス会 餅つき 精神科検診 インフルエンザ予防接種2回目(12歳以下)	 さくらクリニック
1	1 27	初詣 旧正月(餅つき) 身体測定、血圧測定等	八幡宮 寮敷地内
2	5 22	豆まき いちご狩り	西島園芸団地
3	3 11	個別面談(評価・支援計画) ひな祭り 卒業おめでとう会	

◎外食(夏休み期間)

◎クッキング教室(長期休暇中)

◎季節の飾り作り(環境整備 3ヶ月毎)

◎誕生日会(第4木曜日)

◎バイキング食(第3木曜日)

◎歯科検診(通年通院にて実施)

10. 研修・会議等

(1) 内部研修

月	名称・内容等	参加人数
4	職員研修会	全員
	田村先生勉強会	
5	新任研修	新採
	田村先生勉強会	
6	田村先生勉強会	
7	田村先生勉強会	
8	田村先生勉強会	
9	田村先生勉強会	
10	田村先生勉強会	
11	感染症対策勉強会	全員
	田村先生勉強会	
12	田村先生勉強会	
1	田村先生勉強会	
2	田村先生勉強会	
3	田村先生勉強会	

◎会議

- 職員会(第2金曜日)
- ケース会(第4金曜日)
- 個別支援検討会議(8月、2月 第3金曜日)
- 給食委員会(奇数月第3火曜日)
- 保健委員会(第3木曜日)
- 主任会(第3月曜日)
- ケース発表会(3月)
- リスクマネジメント委員会(随時)

(2) 外部研修

月	名称・内容等	参加人数
6	新任職員研修ステップ1(高知県社会福祉協議会)	1
	見てわかる支援と環境作りの講座(県療育福祉センター 年3回)	2
	ティーチャーズトレーニング(県療育福祉センター 年6回)	1
	子育て支援員研修	
	強度行動障害支援者養成基礎研修	1
7	全国知的障害関係施設長会議(日本知的障害者福祉協会)	1
	第53回四国地区知的障害関係施設長会議	1
8	自閉症支援者のための実技研修(県療育福祉センター)	1
	強度行動障害支援者養成基礎研修	1
	四国地区知的障害関係職員研修	1
9	新任職員研修ステップ2(高知県社会福祉協議会)	1
	強度行動障害支援者養成実践研修	1
	支援職員研修(高知県知的障害者福祉協会)	1
	全国知的障害福祉関係職員研究大会	
12	虐待防止・権利擁護研修	2
	全国児童発達支援施設運営協議会(日本知的障害者福祉協会)	1
2	支援職員研修(高知県知的障害者福祉協会)	1
	四国地区施設長会(日本知的障害者福祉協会)	1
3	新任職員研修ステップ3(高知県社会福祉協議会)	1
	人材育成推進セミナー	1
その他	事務研修(随時)	2
	労務管理研修(随時)	1
	栄養士研修(高知県社会福祉協議会)	1
	看護師研修(高知県社会福祉協議会)	2
	サポート研	2

* 上記外部研修以外に必要と認められた研修については、協議の上参加する。

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) 保護者との連携

個別支援計画に関する面談を通して、ご家族の思いや願い、過去の育成などを聞きながらアセスメントを深め、支援に結びつけるようにします。

また、個人の要望希望については、丁寧に聞きながら、責任を持って取り組めるように努力をします。

(2) 関係機関との連携

支援の難しいケースについては、各関係機関や法人事業所間で連携しながら、障害のある人やその家族の不安や問題となっている原因を少しでも軽減できるように法人の一事業所として協力をしていきます。

ただ単に当事業所のみでの取り組みやその場しのぎの対応とならないように、対象児の地域の関係者や施設と連携して、全員で役割を持ちながら取り組んでいくことができるようにコーディネート力を上げていきます。

四万十市との広域福祉避難所として協定を結んでおり、設置・運営等の検討会や研修会、訓練等への参加に努めます。

(3) 地域との連携

地域活動に参加し、信頼関係の構築に努める。障害児者への理解や交流の機会を積極的に作ります。

地区清掃、土岐神社清掃等の区役にも積極的に参加します。

(4) 情報公開

障害福祉サービス等情報公開制度の施行に伴い、その概要に沿って公表事項を整理し、県への報告の手続きを進めます。

1 2. 平成 32 年度に向けた取り組み

進路先は自宅もしくは、福祉事業所を利用するようになります。特に福祉事業所への移行が困難な状況が続いているため、退所後について県及び市町村との協議と具体的な手立てを講じていく必要があります。

平成 31 年度 わかふじ寮児童部 短期入所事業計画書

1. 事業の目的

障害のある児童を日常的に介護している家族の負担を一時的に軽減するために、障害のある方に日中の活動の場を確保し、必要な支援を行う。

2. 運営方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場になって支援サービスを提供する。
- (2) 地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の福祉サービス事業所と密接な連携を図る。

3. 利用定員

4 名(空床併設型)

4. 送迎

送迎は、家族の責任で行う。

平成 31 年度 わかふじ寮児童部日中一時支援事業計画書（案）

1. 事業の目的

障害のある児童を日常的に介護している家族の負担を一時的に軽減するために、障害のある方に日中の活動の場を確保し、必要な支援を行う。

2. 運営方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場になって支援サービスを提供する。
- (2) 地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の福祉サービス事業所と密接な連携を図る。

3. 利用時間

9 時～ 17 時

4. 送迎

送迎は、家族の責任で行う。

5. 契約市町村

四万十市、土佐清水市、宿毛市、黒潮町、四万十町、大月町、三原村、愛媛県愛南町

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：放課後等デイサービス事業所 わかふじ（仮称）

事業種名：放課後等デイサービス事業

平成 31 年度 放課後等デイサービス事業所わかふじ 事業計画書

1. 事業の実施概要

平成 30 年度、当事業所は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の 3 つの事業を実施致しました。

しかし、「児童発達支援事業の利用者の減少」と「放課後等デイサービス事業の人員配置基準を超える配置」が原因となり、赤字を発生させることとなりました。

こうした現状についてワーキング会議、理事会、管理者会で協議され、今後の安定した事業所運営の為に「児童発達支援事業の休止」が決定致しました。

また、過剰な人員配置の元となった「適切な定員の見直し」を平成 31 年度は行うこととしました。

保育所等訪問支援事業に関しても、現状ではその事業の目的を果たすには支援力が不足している、とし休止とすることとなりました。

平成 31 年度、実施する事業は「放課後等デイサービス事業」となります。

(1) 事業目的

「授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う」という放課後等デイサービス支援事業の支援概要に忠実に沿った運営を行います。

(2) 運営方針

平成 31 年度に実施する放課後等デイサービス事業の運営は、事業の経営の安定化を図る為にこれまでの利用定員の見直しを行い、利用定員 20 名を 10 名と変更を行います。これに伴い、人員の配置基準も変更になり、必要な人員数も減少する為、当事業所の職員数も管理者 1 名、児童発達管理責任者 1 名、保育士 2 名、児童指導員 1 名の 5 名体制とします。

こうした変更を実施することで赤字の大きな原因である人件費の抑制を行い黒字化を目指します。

また、休止となった児童発達支援事業の再開を図る為、平成 31 年度の前期にこれまでの児童発達支援事業の支援内容の分析を行い、外部から講習に来ていただいている講師に協力・助言を頂きながら再開に向けた取り組みを開始します。

利用児童の支援にあたっては、児童の興味のあることや得意なこと、出来ることを確認し、学校と家庭と事業所で情報を共有し、講習に来ていただいている講師の助言も頂きながら個別支援計画を作成し、児童ひとりひとり社会に共存していけることを目的に支援を行っていきます。

また、思春期を迎え情緒面で不安定になりやすい児童も多くいる為、性教育に関する学習会を実施し、家庭とも連携しながら適切な対応を図っていきます。

健康面の取り組みでは、災害や施設外の活動時の事故等で児童が負傷した場合に対応できるように救急法を職員が確実にできるように定期的に確認します。

組織体制においては、通常業務や課題に対して、管理者を中心に組織として対応していくことができるよう職員会等を通して組織人としての意識付けを行っていきます。

また、平成 30 年度に作成している業務マニュアルの整備を進めていき、業務マニュアル

に沿った外部との対応や業務の遂行、課題対応ができるようにしていきます。

家庭支援では、定期的実施する家族説明会や茶話会やモニタリング時に管理者が事業所への要望や家庭で対応に苦慮していることを確認し、相談機関の紹介や対応可能なことについて家庭と連携をとって支援に取り組みます。

2. 購入・工事関係（経理規定による）

なし。

3. 利用者支援総括

支援については、平成 30 年度の支援理念「みんなで子どもの心を育み、みんなで心を育てていく」を基礎とし、様々な体験を通して子どもの心の成長を促していき、児童が社会に適應できる方法を模索しながら支援を行っていきます。

支援理念を実現していくためには、限られた時間しか関われない当事業所の取り組みだけでは達成することは不可能である為、家庭や学校との連携しながら支援を行っていきます。

当事業所には、思春期をこれから迎える児童や既に迎えている児童が多くいます。

知的障害や発達障害のある児童は周囲から理解を得られにくく、そのことが周囲と軋轢を生む要因になりやすいのですが、思春期を迎えることで情緒が不安定にあり、更に周囲との関わりが難しくなります。

その為、私たちは障害特性に関する知識の習得だけでなく、人が成長とともに迎える思春期における子どもの心の変化についても学ばなければいけません。周囲との軋轢から生まれる自己否定を防止し、児童が自尊心を持ち社会と関わるができる支援を模索していきます。

児童期に自尊心を育み、児童なりの社会との関わり方を確立していくことは、児童が成人となった時の人生に大きく影響していきます。その為、当事業所では平成 30 年に受講した性教育の研修について、内部研修を行い職員全員で性の問題に取り組んでいきます。

4. 支援内容

個別支援計画に基づいて、支援を実施します。家庭や学校等と児童の情報を共有し、児童との関わり方や生活能力を高める取り組みを統一したものを実施できるようにします。

（1）食事支援

学校の休校日、土曜日や夏休み等の長期休暇時に食事支援を行います。児童の障害特性に応じた食事支援が出来るよう家庭での状況や食事提供方法を確認しながら、支援にあたります。

落ち着いて食事することが苦手な児童には落ち着いて食事できるよう環境面の配慮を行い、児童が食事の際に他者とトラブルになることのないよう支援を行います。

また、自閉症の児童が多い為、食事のルールを伝える際には視覚での情報伝達等を行う等の配慮も行います。

（2）排せつ支援

事業所を利用しているほとんどの児童は不十分ながら排せつが自立していますが、児童の排せつ時に、手洗いやスリッパの脱ぎ方等が身に着くように支援を行います。

一部の排せつ時に全介助が必要な児童に関しては、排せつ時にトイレトレーニング等を家庭や学校と方法を統一して行き排せつの自立や介助の軽減を図ります。

(3) 健康管理支援

児童の健康状態を家庭と学校と事業所で共有します。

利用開始時に児童の検温や様子の確認を行い、児童の体調の異常の早期発見を行います。

利用児童のインフルエンザやノロウィルスの感染を防止する為、感染した児童の利用は医師の許可がでるまで制限します。

利用時に体調不良となった場合、看護師に状態を確認してもらい指示に従って対応し家庭に連絡します。通院が必要な場合は原則として、家庭に連絡し、家庭に対応をお願いします。生命の維持に関わる状態等、緊急時には救急車に職員が同乗し、医療機関で対応します。

(4) 相談・助言支援

精神的に未熟な年齢の上、知的障害や発達障害を持つ児童に対して、児童に応じたコミュニケーションを行い、児童の抱える悩みや困りごとに向き合います。家庭には相談や助言について必ず伝え、情報を共有します。学校等に伝える必要がある場合は家庭から伝えて頂くか、家庭の承諾を得て伝えます。

(5) 余暇支援

俗に言われるアンパンマンデイサービスとならないよう外で運動したり、簡単なルールの遊びを児童と職員で行います。集団で過ごすことが苦手な児童に関しては、児童に応じた余暇活動を用意し、個室で余暇活動ができるように配慮します。

(6) 家族支援

児童の障害の受け入れや障害特性の理解が不十分な家庭に対しては、保護者の話を傾聴することで少しずつ信頼関係を構築し、同じ障害を持つ保護者の勉強会等を紹介したりして、少しずつ受け入れや障害特性を理解していただくように促します。

家庭での児童との関わり方に不安を感じ、対応に苦慮している家庭に対しては、児童の養育者が孤立して精神的に追い詰められないよう保護者の話を傾聴し、関係 機関とも協力しながら支援していきます。

(7) 緊急時支援

緊急時には緊急時のマニュアルに基づいて支援を行います。急遽、受け入れが必要となった児童や事故等で家庭のお迎えが遅くなった場合は、別の家族がお迎えに来るまで対応します。

5. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

当事業所では平成 28 年度の学校の夏季休暇中に児童に対し、不適切な支援があったことが四万十市より指摘されています。当時の職員に不適切な支援の自覚がなく、周囲もその認識がありませんでした。

このことの反省から、虐待や不適切な支援の予防と早期の発見が行われるような体制つくりと虐待や不適切な支援について学習する機会を作り職員の資質の向上を図ってきましたが、今後も継続していきます。

また、虐待や不適切な支援が発生した場合には虐待防止マニュアルに沿って即時対応致します。

(2) 事故

事故発生時には、業務マニュアルの中の事故対応マニュアルに沿って対応を行います。
今後、懸念される南海トラフ地震が児童の送迎中に発生した場合は業務マニュアルの中の送迎時の地震発生マニュアルに沿って行動し、児童と職員の安全確保と情報収集と情報の伝達を行います。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

相談担当者 船口 和信 (児童発達支援責任者)
利用時間 9:00～17:00
第三者委員 大塚 和助 (社会福祉法人一条協会 監事)
山沖 直樹 (司法書士)
上田 宜洋 (社会保険労務士)
苦情解決責任者 黒川 広美 (管理者)

6. 利用者状況(平成31年4月1日)

(1) 利用者定員・現員

定員 10名
現員 10名
契約者 27名

(2) 利用者平均年齢

12歳(男性:11.4歳 女性:12.5歳)

(3) 利用状況(平成31年4月1日)

利用者 27名

(4) 利用状況(平成31年4月1日)

利用児童の学年別分類			
	学年	男	女
小学生	1		
	2	4	1
	3	1	1
	4	4	
	5	1	1
	6		2
中学生	1	1	1
	2	3	1
	3		
高等部	1	2	1
	2		1
	3	2	
合計		18	9

7. 避難訓練

実施日	参加者	内容
4 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災想定)
5 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災想定)※
6 月	職員・児童	避難・消火訓練(総合訓練)
7 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災・地震想定)
8 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災想定)
9 月	職員・児童	避難・消火訓練(風水害浸水・火災想定)
10 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災想定)※
11 月	職員・児童	避難・消火訓練(地震・火災想定)
12 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災想定)
1 月	職員・児童	避難・消火訓練(総合訓練)
2 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災想定)
3 月	職員・児童	避難・消火訓練(火災・地震想定)※

児童部が予定している訓練に合同で実施します。

※夜間訓練が想定されていた為、児童部とは別の日に実施します。

8. 避難場所

敷地内で地震や火災の発生があった場合、避難棟に一時避難を行い、家庭に児童を引き渡すまで対応します。

また、送迎中に災害があった場合は、送迎車両を道路の路肩に駐車し、近隣の指定されている避難所に児童と徒歩移動し、避難解除があるまで待機します。

9. 職員体制（平成 31 年 4 月 1 日）

雇用体制	女性	男性	合計
正職員	1	2	3
準職員			
臨時職員	3		3
合 計	4	2	6

※5 月より管理者 1 名、児発管 1 名、児童指導員（保育士）3 名の 5 人体制に変更。

（1）職員配置状況（平成 31 年 4 月 1 日）

職種	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1			1
保育士	2			2
児童指導員	2			2
合 計	6		1	6

※5 月より管理者 1 名、児発管 1 名、児童指導員（保育士）3 名の 5 人体制に変更。

(2) 職員勤務状況

	勤務体制		勤務内容
管理者	常勤		勤務体制を確保し、業務を一元的に統括する。
児童発達支援管理責任者	常勤		個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等、支援全般を統括する。
保育士	常勤		支援計画に基づいた支援に関することを実施する。
児童指導員	常勤		支援計画に基づいた支援に関することを実施する。

(3) 実施行事等

月	日	名称・内容等	場 所	参加人数
4		花見	四万十市内	10名
5		遠足	幡多圏内	10名
6		調理実習	施設内	10名
7		プール・調理実習	施設内	10名
8		川遊び・そうめん流し	河川プール	10名
9		夏祭り	施設内	10名
10		ハロウィン	施設内	10名
11		交通安全教室・調理実習	施設内	10名
12		クリスマス会	施設内	10名
1		餅つき・調理実習	施設内	10名
2		豆まき	施設内	10名
3		遠足・ひな祭り	幡多圏域・施設内	10名

実施行事については、児童の安全面に配慮し変更する場合があります。

10. 研修・会議等

(1) 内部研修

実施日	参加者	研修名	研修名	研修名
4 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	性に関する学習会	
5 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	理事長研修	はるこの会
6 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	性に関する学習会	
7 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	理事長研修	
8 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	性に関する学習会	
9 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	理事長研修	はるこの会
10 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	性に関する学習会	
11 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	理事長研修	
12 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	性に関する学習会	
1 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	理事長研修	
2 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	性に関する学習会	はるこの会
3 月	職員全員	田村先生研修 (困難事例検討)	理事長研修	

(2) 外部研修

事業縮小に伴う人員数の減少の為、高知市や県外の研修に関しては療育福祉センターの研修予定の発表後に検討します（管理者又は指名された職員 1 名の参加を予定）。

研修後は研修報告書だけでなく、他の職員に向けての報告の場を改めて設定し、職員全員で重要な事項について理解できるように努めます。

四万十市近隣の研修や勉強会には 2 名以上参加を目標に調整予定です。

1 1. 関係機関及び地域との連携

幡多圏域の児童の利用できるサービス環境や事業所間、医療機関との連携が充分でない為、関係機関との連携を深め、当事業所に不足している支援力の補完を行います。

平成 30 年度は知的障害や発達障害に関わる医療機関関係者の勉強会である「はるこの会」に参加し、障害特性の理解だけでなく医療との連携を図っています。今後も継続して医療との連携や医学的な知識の習得も行っていきます。

また、児童部が休止した日中一時支援事業の問題をきっかけに幡多圏域の他法人及び行政機関との会合に今後も参加し、行政と他法人と互いの立場や特色を活かし、児童の支援や療育環境が改善されるよう働きかけていきます。

1 2. 今後の課題

平成 31 年度は、放課後等デイサービス事業の安定した経営を最重要課題とします。

そのために現在の利用状況と今後の利用状況について検討し、結果、放課後等デイサービス事業の定員を 10 名に変更し、5 月以降、職員体制を管理者 1 名、児発管 1 名、児童指導員（保育士）3 名の 5 名体制で運営することとしました。赤字運営の大きな原因であった人件費を抑制し、黒字化を目指します。

定員 10 名とすることで、既存の利用者に不利益が生じないよう最大限の配慮を行いながら、利用調整を行います。

また、現在、法人内に「わかふじ」の名称を使用する事業所が当事業所を含めて 4 か所あります。そのことで部外者及び利用家族の問い合わせ先がわかりづらく、適切な対応が遅れ、各事業所の業務に支障がでることもあります。

このことから、当事業所の名称の変更も検討します。

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：相談支援事業所 わかふじ

事業種名：指定特定相談支援事業
指定障害児相談支援事業

平成 31 年度 相談支援事業所わかふじ事業計画書

相談支援事業は障害のある方々にとって、福祉サービスを受けるための重要な事業であり、また法人としても、各事業の利用開始に繋がることから設置すべき事業であるが現状の運営状況は、職員 1 名の配置で、支援の質も十分とは言えない。

現在、指定一般相談支援事業（指定地域移行支援・指定地域定着支援）の実績は無く、休日、夜間等の緊急時の対応も困難であることから指定一般相談支援事業を平成 31 年 3 月末で廃止。現在行っている計画相談・児童相談の質の充実が図れるよう他の事業所、関係機関と話し合いのうえ改革していきたい。

まず、31 年度は検討課題であった古津賀への事業所移転を実施し相談・協力できる環境にする。又、契約の見直しや体制の整備を図るとともに相談支援専門員の専門性の向上に努める。

1. 事業の実施概要

利用者やその家族からの相談に応じ、利用者がその心身の状況に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な相談支援の提供を行う。又、利用者の置かれている環境等の把握に努め、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供と、必要な資源の改善と開発に努める事とし以下の事業を実施する。

2. 事業内容

① 特定相談支援事業

② 障害児相談支援事業

- ・生活全般に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供と助言を行う。
- ・障害福祉サービス等利用希望者にサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行う。

(アセスメント)

利用者およびその家族（以下「利用者等」と言う。）にアセスメントの趣旨を説明、理解を得た後に行なう。

(サービス等利用計画案作成)

最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、サービス等利用計画案を作成する。また、その内容について利用者等に説明、文書により同意を得た上で、サービス等利用計画案を利用者等に交付する。

支給決定後、関係機関（サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス事業者等）を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容についての専門的見地からの意見聴取と、連絡調整を行なう。

(サービス等利用計画作成)

サービス等利用計画を作成、その内容について、利用者等に説明、文書により同意を得た上で、サービス等利用計画を利用者等と関係機関に交付する。

(モニタリング)

支給決定の有効期間内においてモニタリング期間ごとに利用者等に面接し利用状況・心身の状況・環境・意向等を確認しサービス等利用計画が適切であるか検証する。必要な場合はサービス等利用計画変更を行なう。

3. 職員配置状況

職 種	常 勤	常勤兼務
管 理 者		1
相談支援専門員	1	

4. 事業実施地域

高知県とする。ただし、これ以外の地域の方にも実施することもある。

5. 営業日および営業時間

営 業 日：月曜日～土曜日（12月29日～1月3日。休業）

営業時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～午後3時

6. 利用状況

地域	人数	地域	人数
四万十市	49	香南市	2
宿毛市	18	香美市	3
土佐清水市	16	南国市	1
黒潮町	6	安芸市	1
三原村	3	四国中央市	1
大月町	6	名古屋市	1
四万十町	12	津野町	1
須崎市	5	本山町	1
高知市	15		
計 141 名			

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：障害者支援施設 レジデンスわかふじ（仮称）

事業種名：障害者支援施設

平成 31 年度 レジデンスわかふじ（仮称） 事業計画書

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

障害者総合支援法、知的障害者福祉法に基づいて、18 歳以上（特例 15 歳以上）の知的障害者に入所（利用）いただき、施設が利用者に対し、可能な限り地域における生活に移行できるよう日常生活の援助及び日中活動支援を行う。そのうえで、利用者各自の能力に応じ、自立した生活を営むことができるように努める。短期入所については、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものとする。

(2) 運営方針

昭和 25 年のろうあ児施設わかふじ寮創設以来、地元の四万十市内住民との交流を積極的に進め、各種行事等への参加等を通してご協力をいただくとともに、幡多圏域における児童の中核的な福祉施設として取り組みが行われていました。

しかしながら、平成 28 年 2 月 23 日の暴行等不適切支援をはじめ、虐待認定 4 件、不適切支援 3 件と平成 29 年 3 月までに合計 7 件の虐待通報及び事案が表出。

利用児の重度重複化に加え、移行先のない継続児の滞留により、支援体制構築の難しさに加え、強度行動障害を有する利用児への支援の困難性により、不適切な対応から虐待案件へと移行していったと推察されます。

これらの事案を勘案し、児童施設の再建と継続児童の支援を構築するため、新たに障害者支援施設の認可を受け、幡多圏域における障害者福祉への寄与を長期目標として目指します。

利用者の支援に当たっては、個別支援計画を基本に障害に配慮した個別支援に努めます。安全で快適な生活の場を提供する為に日中活動の構築をはじめとして、ライフスタイルに応じた支援体制を整え、より充実した活動と安定した生活が送れるよう計画していきます。

又、自己選択・自己決定の力をつけるため、個々の趣味活動への支援や社会体験の場を提供し、自己決定支援へと繋げる努力を続けます。

身体面では定期健康診断を基本に日常において健康管理を図ります。

組織体制においては、組織の基本ベースとなる管理マニュアルの整備やリスクマネジメントによる事故防止対策を組織的に取り組み、管理体制の整備を行うとともに、万一事故が発生した際の対応を迅速に行えるようにします。また、職員研修の充実と OJT により法人が期待する職員像をモデルに育成し、事業運営の安定化とより期待される施設になるように研鑽を積んでいきます。

元来地元根差した施設づくりを基本に取り組んでいくことを踏まえ、地元との関係を深め、地域協力団体や各種ボランティア団体の支援を得ながら、利用者との交流を深め、障害者への理解と社会への啓蒙活動に繋がるように取り組んでいきます。

2. 購入・工事関係（経理規定による）

- ① 外壁塗装工事
- ② 2階全面改修（廊下内壁・照明・トイレ及び洗面、居室・娯楽室・支援員室等）
- ③ 中庭配管等工事（パイプ径及び勾配変更等）
- ④ ブロック塀補強工事
- ⑤ 利用者ベッドの購入

3. 利用者支援総括

私たちは、日々の暮らしの中で人として尊重され、自分の意志により判断ができ、その人らしい人生を送るための基礎を育めるように努力していきます。利用者それぞれに必要な支援を模索し、地域の中で人との関わりの中で生きていけるようにすることが、施設及び支援者としての使命と考えて取り組んでいきます。

4. 支援内容

個別支援計画に基づいて、支援を実施する。その中で、利用者、ご家族との面談とご協力を基に一人ひとりの暮らしを支える。穏やかで、落ち着いた生活とダイナミックで閉塞感が少しでも和らぐ支援を心がけます。

（1）生活支援

食事・更衣・移動・排泄・整容（着替え、洗面、歯みがき、整髪など）・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動である ADL（基本的日常生活動作）について利用者が持つエンパワメントを引き出せるように、アセスメントを繰り返しながら個別支援に取り入れていきます。加えて利用者の状況に応じ、援助しながらの自立を目指します。

施設管理においては、被服、寝具などのリネン類などの日用品への配慮を強化し、家庭における暮らしに相応していく。

（2）食事支援

家庭の香りがする食事が提供できるように、看護職員、栄養士と連携しながら、利用者が喜んで食べるメニューを創意工夫します。

行事食等のメニューは、利用者の意見も取り入れ、栄養士と検討して提供していきます。

利用者の機能レベルに応じ、自助具の工夫や座位などに考慮するとともに、一人で食べることができるように支援します。

（3）金銭出納支援

利用者の障害の状況等に応じ、金銭出納や出納帳記帳の支援を行います。

(4) 健康管理支援

家庭と離れ、親の愛情を十分に受けることができない期間が多いため、精神面の影響は大きい。支援員が家族の代替として、少しでも利用者の心に寄り添い、安定した生活のリズムが提供できるように配慮します。

健康管理については保健衛生指導を重点に心掛け、下記のことを特に考慮しながら利用者が心身共に充実した生活が送れるように支援します。

- ・ 事故防止の徹底を図る。
- ・ 施設環境の整備・整頓をする。(清潔な環境)
- ・ 食事と運動に留意し、体重管理を十分に行う。
- ・ 虫歯の予防と治療を進める。
- ・ 感染症・伝染性疾患の予防を行う。
- ・ 利用者・職員の精神保健管理の徹底を期する。
- ・ 利用者の健康管理は、定期健康診断および専門医療機関と連携しながら対応する。
- ・ 投薬及び行動面について詳細に記録し、綿密な連携のもと利用者の支援にあたる。

(5) 相談・助言支援

利用者の障害の状況等を考慮し、相談は丁寧に対応します。話し言葉によるコミュニケーションばかりではなく、不適切な行為においてもコミュニケーションの手段と捉え、背景や環境、状況などをアセスメントして、丁寧な対応を心掛けます。

意思決定支援につながる大切な支援であるため、相手に伝わる方法を言葉掛けだけでなく、手立てを工夫して理解してもらえるようにします。

また、家族や地域在住の障害のある子供の相談に対して、丁寧に対応し、必要に応じて関係機関と連携していきます。

(6) 余暇支援

TV や DVD 鑑賞のみならず、季節感を感じるレクリエーションの取り組みや外出する機会を増やし、暮らしに豊かさが出るような支援を目指します。

買物・外出支援、地域の行事への参加や家庭で行われるようなおやつ作りなども取り組んでいきます。

(7) 家族支援

家庭では様々な問題や課題があるため、市町村や相談支援事業所と連携をとり、問題や課題の解決に向けて連携して取り組んでいきます。

(8) 緊急時支援

緊急時の対応については、緊急時対応マニュアルを手立てとした取り組みを実施します。

(9) 住環境

清潔感のある住まいにするため、老朽化した居室、廊下、トイレ等の改修を図り、穏やかで生活感が感じられる住空間を提供します。

ハウスキーピングに力を入れ、汚れや臭いなどに対して徹底していきます。

園内外における花卉の整備を行い、情操、感性に触れる環境作りを目指します。

(10) 日中活動

作業活動…創作活動等

日中活動…散歩、ドライブ、ミュージック・ケア、リハビリ訓練等

趣味活動… DVD 鑑賞、カラオケ、ゲーム等

(11) 入所退所について

入所については、契約書及び重要事項説明書を取り交わして、利用契約を結ぶ。

5. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応の是非を支援者側の思いで判断するものではなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか、またご家族や第三者が見てどの様に思うかということが大切です。常に支援者側は、虐待をしている可能性があると思い、自身の支援を振り返ることが必要となります。

権利擁護・虐待防止研修に参加していくとともに、自分たちの支援を振り返る時間を持ち、虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

虐待の疑いがある事例に関しては、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）に従い、関係機関と連携をして、必要な措置及び手続きを行います。虐待及び不適切な対応を発見した場合、直ちに上司への報告を行い、状況の把握とともに法人本部、県、市町村への報告を行います。

人としての倫理観と人権意識を持ち、毅然とした対応をとります。

(2) 事故

事故時の対応マニュアルに沿って、対応します。

事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

休日・夜間における事故・怪我など管理者や看護職員への報連相を速やかに行うため、iPadを導入して画像データを送信し、管理者や看護職員からの指示を速やかに行える体制を作ります。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

相談担当者 中平 真人 (サービス管理責任者)

利用時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

第三者委員 大塚 和助 (社会福祉法人一条協会 監事)

山沖 直樹 (司法書士)

上田 宜洋 (社会保険労務士)

苦情解決責任者 管理者

6. 利用者状況(平成31年4月1日現在)

(1) 利用者定員・現員

定員 12名

現員 11名

(2) 利用者平均年齢

26.5歳(男性:26.5歳)

(3) 利用者平均利用年数(児童より通年)

13.2年(男性:13.2年)

(4) 利用者の状況

障害支援区分(11名)

障害支援区分	
6	5名
5	4名
4	2名
3	名
2	名
1	名
非該当	名

平均障害支援区分 5.3

(5) 利用者編成

寮名	利用者数	主な利用対象者
南棟	11名	障害者
計	11名	

7. 防災対策（避難訓練等）

別途定めるレジデンスわかふじ消防計画に基づき対応する。

実施月	参加者	内容
4月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災想定)
5月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災/夜間想定)
6月	職員、利用者、勝瀬防災	避難・消火訓練（総合訓練）
7月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災・地震想定)
8月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災想定)
9月	職員、利用者	避難・消火訓練(風水害浸水/火災想定)
10月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災/夜間想定)
11月	職員、利用者	避難・消火訓練（火災・地震想定）
12月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災想定)
1月	職員、利用者、勝瀬防災	避難・消火訓練(総合訓練)
2月	職員、利用者	避難・消火訓練(火災想定)
3月	職員、利用者	避難・消火訓練（火災・地震/夜間想定）

8. その他の対策

(1) BCP（事業継続計画）

災害時の対応について BCP の（事業継続計画）に沿って実施。必要に応じて修正変更を行います。

(2) 水害・土砂災害

水害・土砂災害に備え、要配慮や利用施設にかかる避難確保計画の見直し作成を行います。

9. 職員体制

雇用体制	女性	男性	合計
正職員	4	2	6
準職員	1		1
臨時職員	6	7	13
パート雇用	3		3
合 計	14	9	23

* 育休 1 名除く

(1) 職員配置状況

職種	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者			1	1
サービス管理責任者	1			1
生活支援員	8			8
夜間生活支援員	2			2
看護職員			1	1
栄養士			1	1
調理員			4	4
事務			2	2
メンテナンス（支援員）		3		3
合 計	11	3	9	23

(2) 職員勤務状況

	職名	勤務体制		勤務内容
1	管理者	常勤		施設及び事業所職員の勤務体制を確保し、業務を一元的に統括する。
2	サービス管理責任者	常勤		個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に関わる全般を統括する。
3	生活支援員	常勤		日常生活の支援計画に基づき支援の実施に関することに従事する。
4	夜間生活支援員	常勤		夜間の生活支援計画に基づき支援の実施に関することに従事する。
5	看護職員	常勤		利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理、利用者の支援に従事する。
6	栄養士	常勤		献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う業務全般の支援、利用児の栄養支援に従事する。
7	調理員	常勤		献立にかかる調理業務全般に従事する。
8	事務	常勤		会計及び事務業務全般に従事する。
9	メンテナンス（支援員）		非常勤	清掃及び洗濯等利用者の生活における衛生管理業務に従事する。

(3) 日課

日 課 表		
時 間	日 課	摘 要
6:30	起 床	寝具片付け・洗面・排泄・点呼
7:30	朝 食	準備・食事支援・投薬・片付け・歯磨き
9:30	朝 礼	
9:45 11:30	日中活動	支援目標にそって日中活動
12:00	昼 食	準備・食事支援・投薬・片付け
13:00 14:00	日中活動	支援目標にそって日中活動
14:00	入 浴	入浴支援（個別）
15:00	おやつ	食事支援
15:30	入 浴	入浴支援
17:30	夕 食	準備・食事支援・投薬・片付け・歯磨き
19:00	余 暇	自由時間
20:00	就 寝	歯磨き・着替え・トイレ

(4) 実施行事等

月	日	名称・内容等	場 所
4	9	花見	為末公園
	14	避難訓練	
	14	大掃除	
5	12	古津賀保護者会	四万十町こいのぼり公園 安並
		母の日(5/13)手紙作り	
	16	こいのぼり遠足(弁当)	
		大掃除	
		内科健診（前期）、 身長・血圧測定等 アジサイ鑑賞	
6		個別面談（モニタリング）	香山寺
		父の日（6/17）手紙作り	
	18	害虫駆除(バルサン)	
	18	デイキャンプ（カレーパーティ） 精神科検診	
7		七夕短冊作り	寮敷地内 口鴨川
		プール(7/20～)	
	18	川遊び	

8	19	かき氷 プール(～8/31) 花火	
9	8 17	個別面談(評価・支援計画) 夏祭り バス旅行 土岐神社祭り 敬老の日(9/17)手紙作り	寮敷地内 桂浜水族館
10	5 29	古津賀秋祭り 害虫駆除(バルサン) ひまわり鑑賞 とびだせ運動会 ハロウィン	古津賀神社 大月町 寮敷地内
11	22 30	一條祭(11/21～11/23) 古津賀花の会美化活動(ボランティア) 内科健診(後期) 歯科検診 インフルエンザ予防接種 わかふじ交流会(ボランティア交流) イルミネーション鑑賞	天神橋商店街 古津賀地区周辺 さくらクリニック 避難棟 土佐清水市
12	20 25	個別面談(モニタリング) クリスマス会 餅つき 精神科検診	
1	1 27	初詣 旧正月(餅つき) 身体測定、血圧測定等	八幡宮 寮敷地内
2	5 18	豆まき いちご狩り	西島園芸団地
3	3 11	個別面談(評価・支援計画) ひな祭り 卒業おめでとう会	

◎食事マナー体験(4月、5月、9月、1月、2月)

◎クッキング教室(第2、第4火曜日)

◎ミュージックケア(毎週月曜日)

◎誕生日会(第4木曜日)

◎バイキング食(第3木曜日)

◎歯科検診(通年通院にて実施)

10. 研修・会議等

(1) 内部研修

月	名称・内容等	参加人数
4	職員研修会	全員
	田村先生勉強会	
5	新任研修	新採
	田村先生勉強会	
6	田村先生勉強会	
7	田村先生勉強会	
8	田村先生勉強会	
9	田村先生勉強会	
10	田村先生勉強会	
11	感染症対策勉強会	全員
	田村先生勉強会	
12	田村先生勉強会	
1	田村先生勉強会	
2	田村先生勉強会	
3	田村先生勉強会	

◎会議

- 職員会(第1金曜日)
- ケース会(第3金曜日)
- 個別支援検討会議(8月、2月 第3金曜日)
- 給食委員会(奇数月第3火曜日)
- 保健委員会(第3木曜日)
- 主任会(第3月曜日)
- ケース発表会(3月)
- リスクマネジメント委員会(随時)

(2) 外部研修

月	名称・内容等	参加人数
6	新任職員研修ステップ1(高知県社会福祉協議会)	
	見てわかる支援と環境作りの講座(県療育福祉センター 年3回)	2
	ティーチャーズトレーニング(県療育福祉センター 年6回)	
	子育て支援員研修	1
	強度行動障害支援者養成基礎研修	1
7	全国知的障害関係施設長会議(日本知的障害者福祉協会)	1
	第53回四国地区知的障害関係施設長会議	1
8	自閉症支援者のための実技研修(県療育福祉センター)	
	強度行動障害支援者養成基礎研修	1
	四国地区知的障害関係職員研修	1
9	新任職員研修ステップ2(高知県社会福祉協議会)	
	強度行動障害支援者養成実践研修	
	支援職員研修(高知県知的障害者福祉協会)	1
	全国知的障害福祉関係職員研究大会	
12	虐待防止・権利擁護研修	
	全国児童発達支援施設運営協議会(日本知的障害者福祉協会)	1
2	支援職員研修(高知県知的障害者福祉協会)	1
	四国地区施設長会(日本知的障害者福祉協会)	1
3	新任職員研修ステップ3(高知県社会福祉協議会)	
	人材育成推進セミナー	
その他	事務研修(随時)	2
	労務管理研修(随時)	1
	栄養士研修(高知県社会福祉協議会)	1
	看護師研修(高知県社会福祉協議会)	2
	サポート研	2

* 上記外部研修以外に必要と認められた研修については、協議の上参加する。

1 1. 関係機関及び地域との連携

(1) 保護者との連携

個別支援計画に関する面談を通して、ご家族の思いや願い、過去の育成などを聞きながらアセスメントを深め、支援に結びつけるようにします。

また、個人の要望希望については、丁寧に聞きながら、責任を持って取り組めるように努力をします。

(2) 関係機関との連携

支援の難しいケースについては、各関係機関や法人事業所間で連携しながら、障害のある人やその家族の不安や問題となっている原因を少しでも軽減できるように法人の一事業所として協力をしていきます。

ただ単に当事業所のみでの取り組みやその場しのぎの対応とならないように、利用者の地域の関係者や施設も巻き込み、全員で役割を持ちながら取り組んでいくことができるようにコーディネート力を上げていきます。

四万十市との広域福祉避難所として協定を結んでおり、設置・運営等の検討会や研修会、訓練等への参加に努めます。

(3) 地域との連携

地域活動に参加し、信頼関係の構築に努める。障害児者への理解や交流の機会を積極的に作ります。

地区清掃、土岐神社清掃等の区役にも積極的に参加します。

(4) 情報公開

障害福祉サービス等情報公開制度の施行に伴い、その概要に沿って公表事項を整理し、県への報告の手続きを進めます。

1 2. 平成 32 年度に向けた取り組み

継続児童を障害者支援施設として、成人期支援を行います。

障害者支援施設と障害児入所施設の改装があるため、配慮を多く必要とする人への支援を中心に安心して暮らせる支援の構築を目指します。

また、虐待や不適切な支援や対応がない施設として取り組みが行われるように法人全体の調整を行いながら取り組みたいと思います。

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：障害者支援施設 わかふじ寮

事業種名：施設入所支援および生活介護

短期入所事業

日中一時支援事業（市町村委託事業）

障害児等療育支援事業（高知県委託事業）

平成 31 年度 障害者支援施設わかふじ寮 事業計画書

1. 事業の実施概要

障害者総合支援法に基づいて、その対象者に入所していただき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の必要な支援を行う。併せて日中活動支援を提供し、障害のある方の日常生活を一体的に支援することを目的とする。

障害がある方の青年期から壮年期、老年期を支える施設として、利用者のライフステージに合った「暮らし」を提案し、「学ぶ」、「働く」、「楽しむ」を自由に選択してもらえるような施設運営を目標とする。利用者一人ひとりの人権を尊重し、常に「本人が望む暮らし」を考え、その実現のために、私たちができることを実践していく。

2. 購入・工事関係

(1) 排水ポンプ付け替えおよびポンプ槽修理

合併浄化槽から河川まで距離があるため、排水ポンプを設置して排水を押し出している。排水ポンプは以前の施設が使用していた水槽に設置しているが、老朽化が著しく亀裂や隙間が生じてたびたび水漏れが起こっている。古い水槽は施設と隣家の境界にあり、染み出た水が隣家の敷地にまで流入したことがある。また、排水量に対して排水ポンプが小さいことも判明した。

現在は、地域の皆さんの理解を得て、応急的に敷地隣接の排水路に排水させていただいているが、早期に改善が必要である。

(2) ブロック塀の撤去

作業棟の東側の隣家との境界に古いブロック塀（高さ 1.5m、長さ 10m）がある。老朽化が著しく、地震で倒壊する危険性が高い。平成 31 年度中に撤去するし、フェンスの設置が必要である。

(3) 改築棟サンルームおよび居室のガラス窓の飛散防止加工（フィルム）

改築棟 2 階のサンルームは、床から 75 (cm) は木壁で、そこから天井まで約 200×95 (cm) のガラスが 6 枚はめられている。地震や何かの衝撃でガラスが割れた時に大変危険なため、飛散防止のフィルムを貼り、事故防止を図る。また、利用者の居室についても同じ理由で対策が必要である。

3. 利用者支援総括

平成 30 年度の利用者支援総括を引継ぐが、「障害のある人の暮らしを支える」ことの理想と現実にしっかり向き合いながら、自分たちのミッション（使命）について考えていきたい。社会的意義も大きくやりがいのある仕事だが、本当に難しい仕事である。時には、強度行動障害を呈する利用者さんの対応に困難を極め、危険を伴うことすらある。それでも、体罰や、安易な身体拘束や行動制限ではなく、相手の行動を知るアプローチや、行動の原因を取り除くアプローチをチーム支援の形で行わなければいけない。利用者の安全・安心な暮らしと同等に、職員の心とからだを大切に考え、ひとりで支援困難なケースを抱え込むことがないように「チーム支援」をより強化していく。

職員の平均勤続年数 6 年未満で、知識・技術が圧倒的に不足している。職場内・外の研修機会を充実させたり、支援困難ケース検討会に他法人職員や関係機関を招いたりすることで強化を図りたい。また、倫理観や貢献意欲を高めるためには、リーダーがその姿勢を示し情熱を伝播することが大切だと考える。次期リーダーの育成にも注力していきたい。

【平成 30 年度の重点課題】

（１）日中活動支援の充実

- ① 日中活動支援をより充実させる。活動時間は、午前 9:30～11:30、午後 13:30～15:30 とし、午前を作業的な活動、午後をレクリエーション的な活動に充てる。障害特性や好きなこと、できることをアセスメントしながら、本人に合った内容に参加していただく。
- ② 作業的な活動では、「役割を持つ」ことを大切にする。屋外作業（長靴チーム）と屋内作業（エプロンチーム）に分かれる。作業能力に合わせて、できることをできる範囲で取り組めるよう支援する。高齢や障害が重い方は、ご自身の身体機能を維持するための軽運動やリハビリを作業と考える。
- ③ 屋外作業（長靴チーム）の主軸は農耕作業とする。利用者さんの作業能力に合わない大規模な米作りは中止し、季節行事として田植えや稲刈りを楽しむため 1 畝のみの小規模な米作りにする。他は、玉ネギやイモ類、ニンジンなどの根菜、収穫が楽しめるトマトやスイカなどの野菜作りを年間計画に沿って行う。農耕作業以外では養鶏作業や施設周辺の環境整備を行う。
- ④ 屋内作業（エプロンチーム）の主軸は洗濯作業と館内の環境整備とする。一般雇用のハウスキーパーと障害者雇用のハウスキーパーとともに、作業活動を行えるように、作業工程の分担や作業の手順書の整備など体制を整える。（ハウスキーパーの障害者雇用 2 名程度を検討している）
- ⑤ レクリエーション的な活動では、「楽しむ」ことを大切にする。内容は、カラオケやドライブ、ミュージックケアなどを準備する。イベントの企画では、可能な限り、利用者の意見を取り入れていく。地域のイベントへの参加の機会も増やしていきたい。
- ⑥ スピリットアート展出品のための創作活動の時間を確保する。利用者の希望を聞きながら、出展数を増やせるように努める。

（２）虐待および不適切支援防止の徹底

- ① 虐待防止委員会をしっかりと機能させ、全職員が虐待防止マニュアルを遵守し、虐待および不適切支援防止に取り組む。
- ② 虐待防止に関する研修や事例検討を実施し、虐待に対する意識改革を行う。
- ③ 不適切援や虐待に発展しやすいと考えられる自閉症支援のスキルを高める。平成 31 年度も専門アドバイザーの田村先生を招聘し、毎月職員研修を行う。また、支援困難なケース検討会に他法人職員や関係機関からも参加していただき、助言や指導をもらいながら支援の質の向上を図る。
- ④ 行動制限および身体拘束を行う場合は、ガイドラインに沿って行う。

(3) 働きがいのある職場づくり

- ① 職員が提案や意見を述べやすいような環境をつくる。
- ② 職場での相談体制を早期に構築する。
- ③ 有休休暇取得の目標を年間 5 日以上とし、誕生日や記念日などに有給休暇が取得できるように推進する。
- ④ 正職員への登用試験や介護福祉士などの資格試験に意欲的に挑戦してもらえるように、支援体制をつくる。

(4) 防犯および情報管理の対策強化

- ① 民間警備会社と契約し、防犯監視システム、非常通報監視システムを導入し、防犯対策を強化する。
- ② 施設長室および事務室は、防犯監視システムと合わせて、出入り管理システムを導入し、情報管理を徹底する。

4. 支援内容

(1) 支援部門

- ① 日中活動支援の充実に全職員で取り組む。活動参加にあたり、十分なアセスメントを行い、目標設定する（個別支援計画）。活動参加の様子や、得られた効果や変化を記録する（ケース記録や作業日誌）。半期ごとに振り返りを行い（モニタリング）、本人やご家族に活動参加の様子や成果を報告する（個別支援会議）。これまで注力してこなかった、自分たちが実践した支援や活動を本人やご家族、関係機関に知ってもらうことも積極的に行っていく。
- ② 本人との対話を通じて、想いを引き出し、意思決定の機会をつくる。
- ③ 生活支援員は、ひとりひとりの心身の状況に応じた日常生活援助（食事・入浴・排せつ等）を提供し、看護師や栄養士と協力して適切なチームケアを行う。
- ④ 個別支援計画に関する面談を、本人と家族の希望や想いを聴かせてもらえるよい機会と捉える。私たちは、常に利用者の立場に立ち、本人と家族の意見の食い違いや想いの落差を調整するための役割を担う。
- ⑤ 買い物や地域イベントへの参加の機会を増やす。

一日のスケジュール

	月曜～金曜		土曜・日曜・祝日
7:00	起床・モーニングケア		起床・モーニングケア
7:30	朝食		朝食
9:30～ 11:30	朝礼 作業的な活動	屋外作業（長靴チーム）	余暇活動
		屋内作業（エプロンチーム）	個人的な活動
		ワークシステム 軽運動・リハビリ	（買い物やヘアカット）
12:00～	昼食		昼食
13:30～ 15:30	レクリエーショ ン的な活動	カラオケ	余暇活動
		ミュージックケア	個人的な活動
		ドライブ	（買い物やヘアカット）
	個人的な活動	買い物やヘアカット	
15:30～	入浴		入浴
18:00～	夕食		夕食
19:00～	余暇時間・イブニングケア		余暇時間・イブニングケア
21:30	就寝		就寝

年間行事

	企画行事	参加行事
4 月	お花見会	
5 月		高知県障害者スポーツ大会
6 月	蕨岡小学校との交流会（七夕かざり）	
7 月	川遊び&BBQ	
8 月		中村特別支援学校同窓会 蕨岡地区盆踊り大会
9 月	防災の日（炊き出し訓練）	スピリットアート作品出展
10 月		ピアふれあい 21
11 月	蕨岡小学校との交流会（いもほり）	ゆうあいスポーツ大会・一條大祭
12 月	クリスマス会・餅つき大会	
1 月	厄除け神事	
2 月	節分の豆まき	
3 月	慰労会	

- ・ 平成 31 年度のピアふれあい（10 月 6 日：西南大規模公園体育館）は、昨年度中止になったため、わかふじ寮成人部が当番施設である。第 1 回実行委員会は 5 月を予定している。
- ・ 炊き出し訓練は、地域の自主防災組織や婦人会の方に協力を依頼したいと考えている。地域交流を活発に行い、共助の精神を培いたいと考えている。

(2) 栄養部門

- ① 管理栄養士によって、利用者の健康や嗜好に配慮した食事の提供、季節ごとの行事食の提供を行う。
- ② 咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れる。
- ③ 生活習慣病予防のため、管理栄養士、調理員、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努める。特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエツトメニューを取り入れる。

(3) 看護部門

- ① 利用者および職員の健康を維持するための取り組みを行う。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を展開する。
- ② 理学療法士（非常勤）を採用し、運動機能の評価を行い、運動機能回復や維持を目的としたリハビリテーションの実施を検討する。

定期健康診断（年 2 回）

	項目	内容
定期健康診断	身体計測	身長（年 2 回） 体重（月 1 回） 腹囲（年 2 回）
	血圧測定	40 才未満（月 1 回） 40 才以上（月 2 回）
	尿検査	年 2 回（5 月・9 月）
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。 ※医師の判断で省略あり
	胸部レントゲン	年 1 回（11 月）
	心電図検査	40 才以上※医師の指示による
各種がん検診		該当者は原則受診
歯科検診		年 1 回（通年）

感染症の予防対策

	内容
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11 月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10 月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施する

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努める。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努める。
- ③ 会計担当者は経理管理規程を遵守し、正確な会計処理を行う。

5. 苦情解決体制

	氏名（職名）
苦情受付担当	前田和久（サービス管理責任者）
第三者委員	大塚和助（社会福祉法人一条協会 監事） 山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
苦情解決責任者	黒川広美（管理者）

- ・ 高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会苦情解決部会の施設等巡回訪問を依頼し 助言・指導を仰ぐ
- ・ 第3者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化する。

6. 避難訓練および防災教育

種別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し	防災教育
総合訓練 (2回/年)	6月 12月	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○
避難訓練 (3回/年)	8月 10月 2月			○ ○ ○		
炊き出し訓練 (1回/年)	9月			○	○	

上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加する。

平成31年度に福祉避難所開設および運営訓練を実施する。

7. 利用者状況(平成31年3月1日現在)

(1) 利用者定員・現員

		定員	現員（H30. 3）
入所定員		53名 (短期入所定員：3名)	49名（－4名） (短期入所：3名)
構造上の定員	新築棟	男性 29名 個室 29室	28名（－1名）
		短期入所室：1室	短期入所室：1名
	改築棟	女性 24名 個室 20室＋2人部屋 2室	21名（－3名）
		短期入所室：2室	短期入所室：2名

- ・ 新築棟男性居室の空床は4月に解消する見込み。

(2) 利用者平均年齢

年齢	男性	女性	計
10代	0名	0名	0名
20代	4名	9名	13名 (26%)
30代	12名	7名	19名 (38%)
40代	11名	2名	13名 (26%)
50代	1名	2名	3名 (6%)
60代	0名	0名	0名
70代	0名	1名	1名 (2%)
計	28名 (57%)	21名 (43%)	49名

(3) 障害支援区分

障害支援区分	男性	女性	計	割合
区分4 (重度加算対象者)	4名 (0名)	5名 (2名)	9名 (2名)	18%
区分5 (重度加算対象者)	14名 (9名)	10名 (7名)	24名 (16名)	49%
区分6 (重度加算対象者)	10名 (8名)	6名 (5名)	16名 (13名)	33%
計	28名 (17名)	21名 (14名)	49名 (31名)	100%

平均区分

5.1

8. 職員体制

職種		正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	
管理者		1 名					1 名	
サービス管理責任者		1 名					1 名	
支 援 員	生活支援員	13 名	2 名		14 名	5 名	34 名	39 名
	夜勤専門					2 名	2 名	
	ハウスキーパー					3 名	3 名	
看護師		1 名					1 名	
管理栄養士		1 名					1 名	
調理員		3 名			1 名	1 名	5 名	
事務員		1 名			1 名		2 名	
合 計		21 名	2 名	0 名	16 名	11 名	50 名	

- ・平成31年度利用者50名（見込み）に対し、生活支援員は39名（うち10名パート）で、人員配置体制加算（Ⅰ）1.7:1の人員配置ができています。しかし、ローテーション勤務者は39名中半数で、不規則勤務の負担が偏っている。
- ・常勤の生活支援員29名のうち福祉専門職員（介護福祉士）が13名で、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）の人員配置ができています。
- ・今後、53名満床となった場合、現在の看護師1名体制では、利用者の健康管理が十分に行われない可能性がある。

9. 研修計画

- ・ 一般研修は社会福祉協議会研修センター、専門研修は療育福祉センター発達支援部の研修の二つを大きな柱として、研修派遣する。
- ・ 職員個人や直属の上司の意向を調整しながら、年度研修計画を策定する。職員が潜在的に持っている「学びたい意欲」と「成長の可能性」を引き出し、目標を持って働ける職場づくりをすすめる。
- ・ 他法人との合同研修や、他法人から職場内研修および困難事例ケース検討会などへの講師招聘を通じて、施設間交流の機会を増やす。
- ・ 主任・副主任を中心に OJT を展開する。先輩から後輩へ、「障害のある人の暮らしを支える」という仕事の“肝”が伝承されるような職場づくりをすすめる。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・ 福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・ 高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・ 高度な専門知識や技術の習得 ・ 職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員（3年～）	・ 実践的知識と技術の習得 ・ 実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員（1～2年）	・ 基礎的知識と技術の習得 ・ チームワークを理解する	新任職員研修

10. 地域連携

- ・ 蕨岡地区は自主防災組織の活動が活発である。平成 30 年度から引継ぎ、地域と連携して防災に備えたいと考えている。平成 31 年度、福祉避難所運営訓練を計画しているので、地域の協力が不可欠である。
- ・ 地域の行事や区役のお手伝いをさせていただくことで、地域の中の施設としての役割を持つ。本年度も地域の行事に積極的に参加し、関係作りに努める。
- ・ 蕨岡小学校との交流では、絵本の読み聞かせボランティア（第 2 水曜日）や七夕交流会、いもほり交流会を行っている。今後も継続していきたい。

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：多機能型事業所 四万十工房

事業種名：就労継続支援 A 型事業
生活介護事業

平成 31 年度 多機能型事業所 四万十工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正かつ円滑な指定障害福祉サービスの適用を確保する事を目的として、当事業所は、「障害のある人の自立した地域での生活」を実現する為に、グループホームなど地域での住まいの場の確保をはじめ、生活介護、就労継続支援といった日中活動サービスの計画的な整備を行い、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように取り組んでいる。

就労継続支援「A 型」事業所では一般就労が難しい知的障害のある方に、就労の機会を提供し活動を通じて知識・能力の向上のための支援を行う。事業内容は『桧・杉』を主体にフローリング材・ピーリング材の製造・販売を行い、その過程で利用者、管理者及び職員が工賃アップに取り組む意義を共有し、他事例などの情報収集や行政からの支援策の有効活用等により、工賃アップに向けて更なる取り組みを主体的に進めて行く。

又、従来の生活介護事業所「四万十工房」は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営む事ができるよう、日常生活介護と創作的活動または生産活動の機会を提供する事を目的とし、併設のぐり工房との統合を実施し、支援の充実を図りサービス提供を行う。

2. 今期の計画

- ① 多機能型のA型事業所（定員 10 名）と生活介護事業所（定員 10 名）の内、生活介護事業「四万十工房」はぐり工房を生活介護事業所の存続事業所として統合を行う。
- ② 「四万十工房生活介護事業所」の利用者さんと「ぐり工房生活介護事業所」の利用者さんを一部B型へと移行を行い、就労継続支援A型、B型併設の多機能型事業所として準備を行う。

就労継続支援 A 型事業の課題は、将来に向けて市場規模が縮小傾向であり成長の見通しが望めない中で、社員(利用者さん)の工賃アップを目指し収益力アップを図るのに見通しが立たない事と現在の職員の高齢化によるフローリング材の専門的な分野の後継者問題が潜在化している。(現在の工賃支給額は減額申請して平均 58,000 円、A型事業は全国平均 68,691 円)
又、今回の法改正で NPO 法人や株式会社の参入で、A型事業所への締め付けが厳しくなり、更にその状況は加速して来ることが予想される。A型とB型の主たる違いは雇用契約の有無で事業者と利用者の雇用関係が成立しているかいないかという 点で、工賃はA型にもB型にも支払われ、A型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、B型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方」ということになり、平成31年度中に多機能型事業所として、従来の「就労継続支援 A 型事業」と「就労継続支援B型事業」の新設を行い、現、生活介護事業はぐり工房へ統合し、平成32年度から実施する。

3. 支援内容

① 四万十工房（就労継続支援 A 型）

生活支援員・作業指導員との安心感・共感の基づく信頼関係を作り、カンファレンスやミーティング、ケース会や個別支援検討会では利用者の意思を尊重して話し合いを行い、それが反映された個別支援計画に基づいた支援を実施する。

（1）日中活動（定員 10 名・現員 11 名）

営業時間	8：30～17：15
作業科目	● 原板仕入・原板乾燥 ● 埋め木 ● モルダー加工補助 ● パテ・手直し ● サンダー加工補助 ● 塗装補助 ● エンドマッチ ● 梱包 ● 丸太椅子作製・ディスプレイ台
製品アイテム	● 『桧・杉』2m・3m・4m×108×15 フローリング材 ● 『桧・杉』2m×90×10 ピーリング材 ● 『桧・杉』2m×105×10 ピーリング材 ● 丸太椅子・直径30cm～34cm×高さ40cm～50cm
主な得意先	龍馬市場、西部木材センター、高幡木材センター、高知木材センター、太洋木材、入交産業、ネクストオカモト、(株)カツマジヤパン etc.

② 生活介護事業所 四万十工房

生活介護事業においては、外部の受託業務(市庁舎清掃作業、百円均一商材)と農福連携によるピーマン袋詰や茗花の袋詰め、薪結束作業等をごり工房と共同して行い、ふれあい場を提供し変化を持たせる工夫を計画に盛り込み、職員間の連携体制を整え、職員の配置や状況により柔軟に対応できるように努めます。

(2) 生活介護日中活動

営業時間	8：30～16：30
生活支援	利用者一人ひとりの障害特性を考量して、少しでも一人で出来る事を増やせるように模索しながら支援します。
基本活動	(趣味活動) ● 創作活動、アート作品制作作業、散歩、レクリエーション、リズム体操等(作業科目) ● 市庁舎5Fトイレ清掃受託 ● 「M」受託作業(ポプリ、桧木材シール貼付、お手玉) ● 手芸(アクセサリ・キーホルダー等)作成 ● 農福連携作業の一環でピーマン袋詰、菜花袋詰 以上簡単な作業を取入れる事で全員が作業に参加出来るようにする。作業時間の厳守など、作業への取り組み姿勢の向上を図る。
健康管理	内科検診(1回/年) レントゲン(1回/年) 歯科検診(1回/年) 精神検診(1回/年)

4. 購入・工事関係

購入予定

- ① 丸太椅子工作機器(電動カンナ、グラインダー、電動鋸、チェーンソー 各1台)
- ② 送迎車両1台

現在使用している送迎用車両は使用期間が18年を超え、経年劣化でメンテナンス整備が増えており、農福連携等外出頻度も増えるので11人乗りのワゴン車を配備する。

工事関係

特になし

5. 利用者支援総括

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業を目的に活動中。就労継続A型四万十工房では30年度は1名の実習生、2名の就労見学希望者を迎え、1名は4月より希望を受け採用、2名は条件等が合わず採用までに至らなかった。又、作業中に怪我なども発生せず無事故を達成し安心・安全な支援を提供する。

利用者さんへの工賃は減額申請を行い平均58,000円弱と全国平均を下回っているため、少しでもA型の全国平均賃金に近づけます。

又、介護事業所四万十工房では日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供を行い主に焼き菓子の製造・販売を行ってきたが、昨年、下半期に向けた事業の見直しの中で焼き菓子が衛生管理維持と外部販売業務の維持が困難との判断で休止とし、ピーマンの袋詰めや外部の百均下請け業務の受託作業を生活班として総員12名で行っている。

利用者支援に当たっては、個々の利用者に即した支援計画を策定したうえ、個人の障害に配慮した個別支援に努めます。又、自己選択・自己決定の力をつけるため、社会体験の場の提供等を図ります。

6. 虐待・事故・苦情等

当事業所における苦情や、相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

相談窓口	苦情受付担当者：多機能型事業所四万十工房	サービス管理責任者 大崎 太郎
	：生活介護事業所ごり工房	サービス管理責任者 山本 さゆり
	苦情解決責任者：管理者	島村 忠司
	第三者委員：(社会福祉法人一条協会 監事)	大塚 和助
	(司法書士)	山沖 直樹
	(社会保険労務士)	上田 亘洋
	利用時間：9：00～16：00	
	TEL：0880-31-0446	

7. 利用者状況

◆ 就労継続支援 A 型

- | | | |
|------------|-----------------|-----------|
| ① 定員・現員状況 | 定員 10名 | |
| | 現員 12名（男7名・女5名） | |
| ② 利用者平均年齢 | 35.2歳（男性：34.4歳 | 女性：37.0歳） |
| ③ 平均障害支援区分 | 3.08 | |

障害区分	男性	女性	合計
区分 6	1		1
区分 5			
区分 4	3	1	4
区分 3	2	1	3
区分 2		3	3
区分なし	1		1
合計	7	5	12

◆ 生活介護

- | | | | |
|------------|-------|--------------|-----------|
| ① 定員・現員状況 | 定員 | 10名 | |
| | 現員 | 12名（男5名・女7名） | |
| ② 利用者平均年齢 | 39.7歳 | （男性：34.5歳 | 女性：43.4歳） |
| ③ 平均障害支援区分 | 3.66 | | |

障害区分	男性	女性	合計
区分 5		2	2
区分 4	2	2	4
区分 3	3	3	6
区分 2			
合計	5	7	12

8. 職員体制

雇用体制	男性	女性	合計
正職員	4		4
準職員	1		1
臨時職員		2	2
パート職員		2	2
合 計	5	4	9

(1) 職員配置状況

【A型・・・・・・法定支援員配置7. 5 : 1】、

【生活介護・・・・法定支援員配置6 : 1】 (平成31年3月31日現在)

職種	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者			1	1
サービス管理責任者			1	1
生活支援員	3			3
作業指導員	1			1
事務員	1			1
パート職員	1		0. 1	1. 1
合 計	6		2. 1	8. 1

※ 総職員数は管理者、事務員、看護師（パート）、調理員（パート）に上記の支援員を含めた職員の数。

(2) 職員勤務状況

職 名	勤務体制	勤務内容
管理者	兼務	施設及び事業所職員の勤務を一元的に統括する。
サビ管	兼務	就労A型と生活介護の兼務。個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に係る全般を統括する。
生活支援員	常勤	日中活動の支援計画に基づき支援の実施に関する事に従事する。
看護職員	兼務	利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
調理員	常勤	献立に係る調理業務全般に従事する。
事務員	常勤	会計及び事務業務全般に従事する。

9. 実施行事予定

月	名称・内容等	場 所
4	お花見	八束野鳥公園
5	カレーパーティー&ウォークラリー	四万十川河川敷
6	風船バレー&ポッチャボーリング大会	市立安並体育館
7	草木染め&風鈴づくり体験	ごり工房事業所内
8	川遊び&BB	蕨岡河川敷
9	ぴあふれあい	幡多総合運動センター
1 1	ピザ作り	生活介護事業所四万十工房内
1 2	クリスマス	生活介護事業所四万十工房内
1	餅つき	生活介護事業所四万十工房内
2	豆まき	生活介護事業所四万十工房内
3	慰労会	生活介護事業所四万十工房内

10. 研修・会議等

(1) 内部研修

実施月	名称・内容等
5 月	理事長研修
7 月	理事長研修
9 月	理事長研修
1 1 月	理事長研修
1 月	理事長研修
3 月	理事長研修

(2) 外部研修

支援サービスの充実を図る為の職員研修を実施します。

実施月	実施主体	研修名
5 月	県社協	ケア基本セミナー「サービスの理解」
	県社協	新任研修 STEP 1
	県社協	相談援助技術研修（基礎）
6 月	県社協	強度行動障害支援者養成基礎研修」
	県社協	新任職員研修 STEP 1
	県福祉協会	施設長幹部職員研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成基礎研修
7 月	日本福祉協会	知的障害関係職員研修 中四国大会
	県社協	初任者研修
	県社協	中堅研修ファーストステップ研修
8 月	県社協	新任研修 STEP 2
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
	高知県福祉協会	防災委員会
10 月	県社協	リスクマネジメント研修
	高知県福祉協会	職員研修会
	県社協	サビ管全体研修
11 月	高知県	虐待防止に関する研修
	高知県	自閉症支援フォローアップ報告会
12 月	日本福祉協会	四国地区知的障害者施設職員研修
	県社協	労務管理研修
	高知県	サビ管研修(児童、生活、就労、地域)
1 月	高知県	虐待防止に関する研修
2 月	高知県福祉協会	全国知的障害者関係施設長研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成実践研修
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
3 月	高知県	サビ管スキルアップ研修
	県社協	新任研修 STEP 3

(3) 会議

- 職員会議（毎月第4火曜日）
- ケース会議（毎月第3水曜日）
- 個別支援計画検討会議（8月、2月）

1.1. 関係機関及び地域との連携

月	名称・内容等
7 月	農福連携事業推進懇談会
8 月	四万十市障害福祉関係事業所連絡協議会
10 月	幡多圏域ネットワーク推進懇談会
12 月	四万十市障害福祉関係事業所連絡協議会

1.2. 今後の課題

平成 31 年度中に多機能型事業所の就労継続支援 A 型と生活介護事業を就労継続支援 A 型事業と就労継続支援 B 型事業の併設し新多機能型事業所に編成を行う。

四万十工房生活介護事業の利用者と生活介護事業所ごり工房の利用者の異動を行い、新設の B 型事業への異動を共に実施し、活動内容を含めた再編成を行う。

- ① 近年の公共建築物が CLT・集成材や不燃材など新建材指定が多く、桧、杉の無垢材の需要の減少による売上減少、一戸建て住宅の着工件数の減少により、売上減等将来に向けた市場が縮小傾向の中、社員（利用者さん）の賃金が A 型の全国平均 6 万 8 千円を目標とする。（現在、平均 5 万 8 千円）
- ② 品質面での信頼性が高いが、営業マンが不在で積極的な受注活動が困難（建材屋ルート、製材所ルート、市場ルート、工務店ルートなど系列化の中で関係性を築く。）
- ③ 従来から受注から納品迄のリードタイムが長くユーザーにあてにされていない。市場経由取引の構成比が高く薄利での取引になっている。一方、「四万十ヒノキ」ブランドを前面に出した展開を考えて、丸太イスやディスプレイ台と共にエンドユーザーなどのネット通販に活路を見出す。
- ④ B 型への移行は既存の生活介護事業で市庁舎清掃、ボール洗浄等を実施してきた実績があるので、新規事業の立ち上げてのリスクが低く軌道に乗せやすいというメリットがある。また、殆どの作業が利用者起点で困難さを伴わない作業であるため、取組み易い。
- ⑤ 木材加工の専門知識を持った作業指導員の高齢化に伴い、後進の育成が困難（職員の後継者問題）

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：生活介護事業所 ごり工房

事業種名：生活介護事業

平成 31 年度 生活介護事業所 ごり工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

(1) 事業目的

当事業所は、「障害のある人の自立した地域での生活」を実現する為に、グループホームなど地域での住まいの場の確保をはじめ、生活介護で日中活動サービスの計画的な整備を行い、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ごり工房では重度や障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営む事ができる様、日常生活介護と創作的活動または生産活動の機会を提供する。

(2) 運営方針

岩田地区再編成計画は生活介護事業所「ごり工房」と四万十工房生活介護部門の統合。現在、岩田拠点では多機能型事業所内の生活介護・四万十工房(利用者 12 名)と生活介護事業所ごり工房(利用者 22 名)の 2 か所が併設されているので、平成 31 年度中に「生活介護事業」の統合に着手し、多機能型事業所「四万十工房」の A・B 型へ移行と並行して、利用者さんの異動を実施する。

2. 工事関係

- ① ごり工房 2 階部分の空スペースを活用して、創作活動、ミュージックケアやレクレーション・スペースとして利用者が一堂に利用できる多目的室及び更衣室、相談室の増設工事を行い、通所の利用者（多機能事業所、生活介護事業所、共同生活援助事業所）、職員の緊急避難所として、そして、夜間の緊急時の岩田地区 GH 入居者 23 名の避難場所として 2 階部分の設備の充実を図る。併せて、避難階段、避難路の増設と雨天時の送迎車両受入スペースの整備も行う。

- ② 工事費見積り概算：¥30,024,000・・・(積立修繕費¥47,000,000 有り)

3. 利用者支援総括

生活介護事業においては、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供を行い利用者支援に当たっては、個々の利用者に即した支援計画を策定し職員間の連携体制を整え、職員の配置や状況により柔軟に対応できるようにする。又、個人の障害に配慮した個別支援に努め、さらに自己選択・自己決定の力をつけるため、社会体験の場の提供等を図る。

4. 支援内容

個別支援内容に基づいて、支援を実施する。その中で利用者やご家族とのご協力を基に一人ひとりの暮らしを支える。穏やかで、落ち着いた日中活動の支援を心掛けます。

① 生活介護日中活動

営業時間	8：30～16：30
生活支援	利用者一人ひとりの障害特性をこうりょう考慮して、少しでも一人で出来る事を増やせるように模索しながら支援します。
基本活動	(趣味活動) ● 創作活動、アート作品制作作業、散歩、レクリエーション、リズム体操、ミュージックケア等 (作業科目) ● 農福連携事業（ピーマン・ししとう袋詰・ラッキョウ・生姜収穫等） ● 端材を活用したアクセサリ・キーホルダー等グッズ作成 ● 「ケナフ」皮剥ぎ 以上簡単な作業を取入れる事で全員が作業に参加出来るようにする。 作業時間の厳守など、作業への取り組み姿勢の向上を図る。
社会生活・参加	● 作成した製品を「道の駅」「ホテル」など人の集まる場所にロケーションを構え端材工作の販売・商品補充 ● ぼっち村と連携し、整容、挨拶等、基本的社会ルールを身につけてもらう。 ● 衛生・健康管理については、手洗い、うがいの見守り、必要に応じて正しいやり方を指導する。
健康管理	内科検診（1回／年）胸部レントゲン（1回／年） 歯科検診（1回／年）精神検診（1回／年）

5. 虐待・事故・苦情等

(1) 虐待

虐待や不適切な対応の是非を支援者側の思いで判断するものでなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか、又ご家族や第三者が見てどの様に思うかと言う事を、常に支援者側は振り返ることが必要で、権利擁護・虐待防止研修に参加していくと共に虐待を未然に防止するための組織作りに努める。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施する。

(3) 苦情等

当事業所における苦情や、相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

相談窓口	苦情受付担当者：多機能型事業所四万十工房	サービス管理責任者 大崎 太郎
	：生活介護事業所ごり工房	サービス管理責任者 山本 さゆり
	苦情解決責任者：管理者	
	第三者委員：(社会福祉法人一条協会 監事)	大塚 和助
	(司法書士)	山沖 直樹
	(社会保険労務士)	上田 亘洋
	利用時間：9：00～16：00	
	TEL：0880-31-0446	

6. 利用者状況（平成31年3月31日現在）

◆ 生活介護事業所 ごり工房

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 定員・現員状況 | 定員 20名
現員 21名（男18名・女3名） |
| ② 利用者平均年齢 | 38.9歳（男性：38.8歳 女性：39.4歳） |
| ③ 利用者状況区分 | 平均障害支援区分 4.23 配置基準5：1 |

障害程度区分	男性	女性	合計
区分 6	2	1	3
区分 5	2	1	3
区分 4	1 1		1 1
区分 3	3	1	4
区分 2			
合計	1 8	3	2 1

7. 防災対策

別途定める防災マニュアルに基づき対応する。

実施月	参加者	内容
7 月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練
9 月	利用者、職員	避難訓練・風水害訓練
11 月	利用者、職員、消防署	避難訓練・消火訓練
2 月	利用者、職員	避難訓練・消火訓練・通報訓練

◆ その他の対策

(1) BCP (事業継続計画)

災害時の対応についてBCPに沿って実施。必要に応じて修正変更を行う。

(2) 水害・土砂災害

水害・土砂災害に備え、要配慮者や利用施設に係る避難確保計画の見直し、作成を行う。

8. 職員体制

雇用体制	男性	女性	合計
正職員	2	2	4
準職員			
臨時職員	2	1	3
パート職員		3	3
合 計	4	6	10

(1) 職員配置状況

職種	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者			1	1
サービス管理責任者	1			1
生活支援員	5			5
事務員	1			1
パート職員	1		1	2
合 計	8		2	10

※総職員数は管理者、事務員、看護師（パート）、調理員（パート）に上記の支援員を含めた職員の数。

(2) 職員勤務状況

職 名	勤務体制	勤務内容
管理者	兼務	施設及び事業所職員の勤務を一元的に統括する。
サビ管	常勤	個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に係る全般を統括する。
生活支援員	常勤	日中活動の支援計画に基づき支援の実施に関する事に従事する。
看護職員	兼務	利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
調理員	常勤	献立に係る調理業務全般に従事する。
事務員	常勤	会計及び事務業務全般に従事する。

(3) 実施行事予定

実施月	名称・内容等	場 所
4 月	お花見	八束野鳥公園
5 月	カレーパーティー&ウォークラリー	四万十川河川敷
6 月	風船バレー&ボッチャボーリング大会	市立安並体育館
7 月	草木染め&風鈴づくり体験	ごり工房事業所内
8 月	川遊び&BB	蔵岡河川敷
9 月	ぴあふれあい	幡多総合運動センター
11 月	ピザ作り	ごり工房事業所内
12 月	クリスマス	食堂
1 月	餅つき・凧揚げ	ごり工房事業所内
2 月	豆まき	ごり工房事業所内
3 月	慰労会	高知方面

9. 研修・会議等

(1) 内部研修

実施月	名称・内容等
5月	理事長研修
7月	理事長研修
9月	理事長研修
11月	理事長研修
1月	理事長研修
3月	理事長研修

(2) 外部研修

支援サービスの充実を図る為の職員研修を実施する。

実施月	実施主体	研修名
5月	県社協	ケア基本セミナー「サービスの理解」
	県社協	新任研修 STEP 1
	県社協	相談援助技術研修（基礎）
6月	県社協	強度行動障害支援者養成基礎研修
	県社協	新任職員研修 STEP 1
	県福祉協会	施設長幹部職員研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成基礎研修
7月	日本福祉協会	知的障害関係職員研修 中四国大会
	県社協	初任者研修
7月	県社協	中堅研修ファーストステップ研修
8月	県社協	新任研修 STEP 2
	県社協	中堅研修ステップアップ研修
9月	県社協	ケア基本セミナー
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
	高知県福祉協会	防災委員会
10月	県社協	リスクマネジメント研修
	高知県福祉協会	職員研修会
	県社協	サビ管全体研修
11月	高知県	虐待防止に関する研修
	高知県	自閉症支援フォローアップ報告会
12月	日本福祉協会	四国地区知的障害者施設職員研修
	県社協	労務管理研修
	高知県	サビ管研修(児童、生活、就労、地域)
1月	高知県	虐待防止に関する研修
2月	高知県福祉協会	全国知的障害者関係施設長研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成実践研修
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
3月	高知県	サビ管スキルアップ研修
	県社協	新任研修 STEP 3

(3) 会議

- 職員会議（毎月第4火曜日）
- ケース会議（毎月第3水曜日）
- 個別支援計画検討会議（8月、2月）

10. 関係機関及び地域との連携

月	名称・内容等	場 所
7 月	農福連携事業推進懇談会	
8 月	四万十市障害福祉関係事業所連絡協議会	
10 月	幡多圏域ネットワーク推進懇談会	
12 月	四万十市障害福祉関係事業所連絡協議会	

11. 今後の課題

平成 31 年度中に多機能型事業所の編成に伴い、ごり工房の生活介護事業と四万十工房の生活介護の統合の為、四万十工房生活介護事業の利用者と生活介護事業所ごり工房の利用者の編成を行い、新設のB型事業への異動を実施し、活動内容を含めた再編成を行う。

平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

事業所名：共同生活援助事業所 ぼっちり村

事業種名：共同生活援助事業（介護サービス包括型）

平成 31 年度 共同生活援助事業所 ぼっちり村 事業計画書

1. 事業の実施概要

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が住み慣れた地域で安心し、心穏やかに暮らせる生活、日常生活の自立、社会的自立に向けての支援を行います。当事業所は、共同生活を営む住居で相談、必要であれば、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の支援を行う。

このサービスは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体、精神状態の安定などを図るための支援体制の見直しと構築を行う。

2. 購入・工事関係

(1) 購入

- ・特になし

(2) 工事関係

- ・特になし

3. 利用者支援総括

安定した暮らしのリズムを保ち、健康な暮らしの継続に努めるとともに、日常生活や社会生活面での未自立を補いながら、日々の暮らしの中で一人一人の暮らしに寄り添い、体調管理や対人関係の不安や悩みに応えるなど、コミュニケーション能力の向上に努めます。

ぼっちり村では、個々の利用者に即した支援計画を策定した上、個人の障害に配慮した個別支援に努めます。又、利用者の意思決定を尊重し、出来る限り希望に応えることができるよう関係機関との連携を図り利用者の望む暮らしの実現を図ります。

4. 支援内容

(1) 食事支援

- ① 食事の提供 平日 (原則として朝、夕)
休日 (朝、昼、夕)

(2) 金銭出納支援

金銭の使用 (ショッピング等) 及び金銭管理 (小遣い帳)

(3) 健康管理支援

- ① 朝夕の健康状態のチェック
- ② 生活習慣病の治療と予防及び服薬管理
- ③ 受診・通院及び静養
- ④ 感染症の予防
- ⑤ 看護師による健診結果等についての助言・指導

(4) 相談・助言支援

- ① 社会生活 共同生活のルールとマナー (公共の場・交通ルール)
- ② 体調管理や対人関係の不安や悩み

(5) 余暇支援

- ① 散歩や運動および外食
- ② 休日のショッピング
- ③ 地域行事への参加
- ④ レクリエーション・旅行時の計画と参加

(6) 家族支援

- ① 本人及び家族のニーズの把握・帰省の連絡調整（週末・年末・年始・GW・お盆）
- ② 報告等、随時

(7) 緊急時支援

- ① 緊急時は、「緊急時対応マニュアル」により対応する

5. 苦情受付

当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

利用相談 窓口	窓口担当者：（サービス管理責任者）畑中 基 苦情解決責任者：管理者 第三者委員：（社会福祉法人一条協会 監事）大塚 和助 （司法書士）山沖 直樹 （社会保険労務士）上田 宣洋 利用時間：9：00～17：00（土・日・祝日除く） 電話番号：0880－34－9380
------------	---

6. 利用者状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(1) 利用者定員・現員

定員 44 名

現員 43 名

(2) 利用者平均年齢

（男性： 38 歳 女性： 42 歳）

(3) 入退去予定

退去者 1 名（4 月予定）

(4) 入居状況

	ホーム名	障害支援区分								
		1	2	3	4	5	6	合計	平均区分	平均年齢
1	ひかり荘			2	3			5	3.2	36 歳
2	のぞみ荘			2	4			6	3.6	40 歳
3	こだま荘		1	2	2			5	3.2	42 歳
4	やまびこ荘			2	3	1		6	3.8	33 歳
5	とき荘			3	1	1		5	3.6	49 歳
6	いちご荘				4	1	1	6	4.5	38 歳
7	うさぎ荘			3	2	1		6	3.6	39 歳
8	あおい荘		3		1			4	2.5	35 歳
	男性利用者	1	4	6	15	2	1	29	67.4%	38 歳
	女性利用者		3	6	3	2		14	32.6%	41 歳
	合計	1	7	12	18	4	1	43		37 歳

(5) 利用者就労状況

	ホーム名	職業
1	ひかり荘	清掃業 (1)、就労継続支援 A 型事業所 (2)、生活介護 (1)、 他法人 B 型事業所 (1)
2	こだま荘	清掃業 (1)、塗装業 (1)、就労継続支援 A 型事業所 (2) 生活介護 (1)
3	のぞみ荘	生活介護 (6)
4	やまびこ荘	生活介護 (5)
5	とき荘	警備会社 (1)、就労継続支援 A 型事業所 (1) 生活介護 (3)
6	いちご荘	生活介護 (5)、就労継続支援 A 型事業所 (1)
7	うさぎ荘	洗濯業 (1) 就労継続支援 A 型事業所 (1) 生活介護 (4)
8	あおい荘	就労継続支援 A 型事業所 (3) 生活介護 (1)
	合計	43 名

7. 避難訓練

実施日	内容
3 月	地震・火災想定訓練
7 月	地震・火災想定避難訓練 (消防立会い)
9 月	地震・風水害想定避難訓練
10 月	地域別合同防災訓練 (地域)

岩田地区 4 ホームを対象に行い、その他は各ホームで実施。総合訓練のみ参加

8. 避難場所

	ホーム名	避難場所
1	岩田地区（やまびこ・ときいちご・うさぎ）	利岡小学校・岩田地区集会所
2	ひかり荘	ホームセンターマルニ・具同小学校・防災センター
3	のぞみ荘・あおい荘（Ⅰ）（Ⅱ）	中村小学校・市役所
4	こだま荘・あおい荘（Ⅲ）	中央公民館

9. 職員体制

雇用体制	女性	男性	合計
正職員	0	1	1
臨時職員	4	1	5
世話人	8	0	8
パート世話人	3	2	5
合 計	15	4	19

（1）職員配置状況

職種	常勤	非常勤	兼務	合計
管理者			1	1
サービス管理責任者	1		1	2
生活支援員	5			5
世話人	8			8
合 計	14	0	2	16

（2）職員勤務状況

	ホーム名	勤務体制		勤務内容
1	ひかり荘	常勤		世話人 平日：朝 6 時 00 分～8 時 30 分 夕 16 時 00 分～20 時 （休憩時間を含む）
2	のぞみ荘	常勤		
3	こだま荘	常勤		
4	やまびこ荘	常勤		
5	とき荘	常勤		
6	いちご荘	常勤		
7	うさぎ荘	常勤		
8	あおい荘	常勤		
	男性利用者	29 名		生活支援員 8 時 30 分～17 時 30 分
	女性利用者	14 名		
	合計	43 名		

(3) 実施工事・大会等予定

実施月	予定	場 所	参加者
4	野外活動	入田柳林（菜の花祭り）	希望者
5	障害者スポーツ大会	春野スポーツセンター	希望者
6	カラオケ大会	八剣伝	希望者
8	BBQ	岩田	希望者
10	ぴあふれあい	黒潮町総合運動公園	希望者
11	ゆうあいスポーツ大会	高知県	希望者
12	忘年会	ホワイトキャッスル	全員
2	豆まき・恵方巻作り・お汁粉会	岩田地区	希望者
3	カラオケ大会	八剣伝	希望者

10. 研修・会議等計画

支援サービスの充実を図る為の職員研修を実施する。

実施月	実施主体	研修名
5 月	県社協	新任研修 STEP 1
6 月	県社協	強度行動障害支援者養成基礎研修」
	県社協	新任職員研修 STEP 1
	県福祉協会	施設長幹部職員研修会
	高知県	強度行動障害支援者養成基礎研修
7 月	日本福祉協会	知的障害関係職員研修 中四国大会
8 月	県社協	中堅研修ステップアップ研修
9 月	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
10 月	高知県福祉協会	職員研修会
	県社協	サビ管全体研修
11 月	高知県	虐待防止に関する研修
12 月	日本福祉協会	四国地区知的障害者施設職員研修
	県社協	労務管理研修
1 月	高知県	虐待防止に関する研修
2 月	高知県	強度行動障害支援者養成実践研修
	高知県福祉協会	施設長幹部職員研修会
3 月	県社協	新任研修 STEP 3

(1) 会議

- ・職員会議（毎月第4月曜日）
- ・ケース会議（毎月第3月曜日）
- ・個別支援計画検討会議（8月・2月）

1 1. 関係機関との連携

- 支援困難なケースについては、各関係機関や法人事業所間で連携しながら、障害のある人やその家族の不安や問題となっている原因を少しでも軽減できるように努めます。

① 地域交流

地域活動に参加し、信頼関係の構築に努める。障害者への理解や交流の機会を積極的に作る。

(1) 地域活動

- ・ 地区清掃（一斉清掃・四万十川河川清掃）
- ・ 炊き出し訓練等の地区合同地震防災訓練
- ・ ボランティア活動（四万十川ウルトラマラソン・24 時間テレビ）

(2) 地域交流

- ・ 四万十市開催のイベントへの参加（四万十ウォーク等・花火大会・市民祭）
- ・ 利用者個人で（山の会）へ所属、登山をされている方の支援

1 2. 今後の課題

平成 31 年度中に運営実態の改善を行う

(1) 夜間支援体制の確立

現状：昨年 12 月期より岩田地区は重度利用者が多く生活しているため、2 名で 2 勤 2 休の勤務体制で夜間支援を行っているが、他のホームも含めて、下期を目途に夜間支援体制を実施する。

(2) グループホームの編成

現状：あおい荘は利用者が自立を目指すホームとして、浸水被害の経過措置として 2 名ずつ 2 カ所で暮らし、定期的に世話人が入っているが、2 年以上が経過し 31 年度当初に市内に女子（5 名）のグループホームを賃貸にて契約し統合する予定。

(3) 職員配置の見直し

平成 30 年前期（4～9 月）は前年通りの業務を行いながら人員確保に勤め、後期（10 月～）で体制を整備、12 月期から世話人はホームを固定して、代替職員と二人体制の時間枠で対応している。又、サビ管と共により一層の充実したサービス提供に努める。